

## **吸收合併に係る事前開示書面**

(吸收合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に基づく書面)  
(吸收合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

**2026 年 2 月 6 日**

**BIPROGY 株式会社**

**Emellience Partners 株式会社**

2026年2月6日

## 吸收合併に係る事前開示書面

東京都江東区豊洲一丁目1番1号  
BIPROGY株式会社  
代表取締役社長 齊藤 昇

東京都江東区豊洲一丁目1番1号  
Emellience Partners株式会社  
代表取締役CEO 千葉 真介

BIPROGY株式会社（以下「BIPROGY」という。）およびEmellience Partners株式会社（以下「Emellience Partners」という。）は、2026年4月1日を効力発生日として、BIPROGYを存続会社、Emellience Partnersを消滅会社とする吸收合併（以下「本吸收合併」という。）を行うこととしました。

本吸收合併にあたり、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条ならびに会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、以下のとおり吸收合併契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

なお、本吸收合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

### 1. 吸收合併契約の内容

資料1のとおりです。

### 2. 対価の相当性および割当ての相当性

BIPROGYは、Emellience Partnersの発行済株式全部を所有しているため、合併に際して株式その他金銭等の交付は行わず、また、合併によりBIPROGYの資本金および準備金は増加しません。

### 3. 新株予約権の承継に関する定めの相当性

Emellience Partnersは、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

### 4. 計算書類等に関する事項

#### (1) BIPROGYの最終事業年度に係る計算書類等

資料2のとおりです。

#### (2) Emellience Partnersの最終事業年度に係る計算書類等

資料3のとおりです。

## 5. 重要な後発事象

### (1) 自己株式の取得

BIPROGYは、2025年3月27日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しておりましたが、2026年1月8日をもって、自己株式の取得を終了しました。その内容は以下のとおりです。

#### ① 2025年3月27日開催のBIPROGY取締役会における決議内容

- ・取得対象株式の種類 : BIPROGY普通株式
- ・取得する株式の総数 : 2,500,000株（上限）  
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.5%)
- ・株式の取得価格の総額 : 10,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 : 2025年5月1日～2026年2月27日
- ・取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

#### ② 自己株式の取得結果

- ・取得した株式の種類 : BIPROGY普通株式
- ・取得した株式の総数 : 1,703,900株
- ・株式の取得価額の総額 : 9,999,564,700円
- ・取得期間 : 2025年5月1日～2026年1月8日
- ・取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

### (2) 取得による企業結合

BIPROGYは、2025年11月28日開催の取締役会において、カタリナマーケティングジャパン株式会社（以下「CMJ」という。）の発行済株式の100%を保有する、Yosemite1株式会社（以下「Yosemite1」という。）の全ての発行済株式を取得し、連結子会社化することを決議し、2026年1月6日付で株式を取得しました。

なお、Yosemite1は、同日付でCMJを吸収合併しており、商号を「カタリナマーケティングジャパン株式会社」に変更しております。

#### 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 : カタリナマーケティングジャパン株式会社

事業の内容 : 実購買データをベースとした各種マーケティングサポート

##### ② 企業結合を行った主な理由

BIPROGYが展開する店舗DX関連サービスとCMJのソリューションを融合することにより、需要予測から販促最適化、需要や販促計画に基づく発注の自動化等流通業界全体の課題解決を支援するサービスを展開し、両社の新たな収益機会の獲得および企業価値向上のため。

##### ③ 取得した議決権付資本持分の割合

100.00%

##### ④ 取得日

2026年1月6日

##### ⑤ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

なお、現時点において当該企業結合に関する当初の会計処理が完了していないため、取得日における取得資産および引受負債の公正価値、のれん、取得関連費用等の詳細な情報については開示しておりません。

#### (3) 資金の借入

BIPROGYは、上記（2）取得による企業結合に関連し、以下の借入を実施しております。

- ① 借入先 : 株式会社三井住友銀行  
② 借入金額 : 300億円  
③ 借入金利 : 変動金利（基準金利+スプレッド）  
④ 借入実行日 : 2026年1月5日  
⑤ 返済期限 : 2027年1月5日  
⑥ 返済方法 : 期限一括返済  
⑦ 担保・保証の有無 : 無  
⑧ 資金の使途 : カタリナマーケティングジャパン株式会社の株式取得資金に充当  
⑨ その他 : 主として以下の借入条件が付されております。  
ア. 各年度の決算期末および中間連結会計期間末における連結財政  
状態計算書の資本合計を直近の決算期末の75%に維持すること  
イ. 短期格付でa-2以上および発行体格付と長期個別債務格付でBBB-  
以上を維持すること

なお、Emellience Partnersには、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

#### 6. 債務の履行の見込みに関する事項

2025年3月31日現在、BIPROGYおよびEmellience Partnersの貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、次の表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
BIPROGY	225,668百万円	69,762百万円	155,905百万円
Emellience Partners	3,365百万円	4,336百万円	△970百万円

いずれの会社についても、資産内容上短期支払能力に問題はなく、合併の効力発生日までに資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。よって、合併の効力発生日以後のBIPROGYの資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれるため、本吸収合併によりBIPROGYの負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断します。

以上

資料 1

## 吸收合併契約書

## 合併契約書

BIPROGY 株式会社(以下甲という)と、Emellience Partners 株式会社(以下乙という)は、次のとおり合併に関する契約を締結する。

### (合併の形式)

第1条 甲および乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、合併する。

### (商号および住所)

第2条 甲および乙の商号および住所は、それぞれ以下のとおりである。

#### (1) 甲の商号および住所

BIPROGY 株式会社

東京都江東区豊洲一丁目 1 番 1 号

#### (2) 乙の商号および住所

Emellience Partners 株式会社

東京都江東区豊洲一丁目 1 番 1 号

### (合併対価および甲の資本金等)

第3条 合併に際し、甲は乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対する、乙の株主の有する株式に代わる金銭等の交付は行わず、資本金および準備金に変更はない。

### (合併承認総会等)

第4条 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第 783 条第 1 項に定める合併契約の株主総会承認を得ないで合併する。

2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める合併契約の株主総会承認を得ないで合併する。

### (合併の効力発生日)

第5条 合併がその効力を生ずる日(以下効力発生日といふ)は2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲と乙は協議のうえこれを変更することができる。

### (会社財産の引継)

第6条 乙は、効力発生日における一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為についてはあらかじめ甲および乙は協議し合意のうえ、これを行う。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲と乙は協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約書に定めのない事項)

第9条 本契約書に定めのない事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲および乙は誠意をもって協議のうえこれを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲および乙は記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

2025年12月18日

甲) 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

BIPROGY 株式会社

代表取締役 社長 齋藤 昇



乙) 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

Emellience Partners 株式会社

代表取締役 社長 千葉 真介



資料 2

**BIPROGY 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等**

# 第81期 備置書類等目録

## 1. 第81期 計算書類

- (1) 連結財政状態計算書
- (2) 連結損益計算書
- (3) 連結持分変動計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 株主資本等変動計算書

## 2. 第81期 事業報告

## 3. 第81期 定時株主総会招集ご通知に際しての法令および定款に基づく書面交付請求株主への交付書面に含まれない事項

- (1) 会社の新株予約権等に関する事項
- (2) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
- (3) 連結注記表
- (4) 個別注記表

## 4. 第81期 附属明細書（計算書類関係）

## 5. 第81期 附属明細書（事業報告関係）

## 6. 独立監査人の監査報告書

## 7. 監査役および監査役会の監査報告書

# 1. 第81期 計算書類

(会社法第435条第2項に基づく)

事業年度 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

BIPROGY株式会社

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産</b>		<b>負債及び資本</b>	
<b>流動資産</b>		<b>負債</b>	
現金及び現金同等物	64,801	営業債務及びその他の債務	31,979
営業債権及びその他の債権	87,949	契約負債	31,912
契約資産	7,387	借入金	9,467
棚卸資産	15,842	リース負債	8,003
その他の金融資産	2,664	その他の金融負債	2,917
その他の流動資産	18,163	未払法人所得税等	8,759
<b>流動資産合計</b>	<b>196,809</b>	引当金	1,066
<b>非流動資産</b>		その他の流動負債	28,545
有形固定資産	13,056	<b>流動負債合計</b>	<b>122,649</b>
使用権資産	20,647	<b>非流動負債</b>	
のれん	2,539	借入金	11,262
無形資産	33,592	リース負債	13,867
持分法で会計処理されている投資	5,801	その他の金融負債	308
その他の金融資産	32,548	退職給付に係る負債	7,380
繰延税金資産	12,341	引当金	3,713
退職給付に係る資産	2,784	繰延税金負債	396
その他の非流動資産	10,755	<b>非流動負債合計</b>	<b>36,929</b>
<b>非流動資産合計</b>	<b>134,066</b>	<b>負債合計</b>	<b>159,578</b>
<b>資産合計</b>	<b>330,876</b>	<b>資本</b>	
		資本金	5,483
		資本剰余金	13,972
		自己株式	△5,247
		その他の資本の構成要素	3,734
		利益剰余金	151,107
		<b>親会社の所有者に帰属する持分合計</b>	<b>169,050</b>
		<b>非支配持分</b>	<b>2,247</b>
		<b>資本合計</b>	<b>171,297</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>330,876</b>

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	404,010
売上原価	298,179
<b>売上総利益</b>	<b>105,831</b>
販売費及び一般管理費	67,410
持分法による投資損益（△は損失）	831
その他の収益	344
その他の費用	529
<b>営業利益</b>	<b>39,066</b>
金融収益	497
金融費用	774
<b>税引前当期利益</b>	<b>38,789</b>
法人所得税	11,526
<b>当期利益</b>	<b>27,263</b>
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者	26,965
非支配持分	297
<b>当期利益</b>	<b>27,263</b>

## 連結持分変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分							
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	新株予約権	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	
当期首残高	5,483	15,004	△13,226	7,383	—	413	104	
当期利益				△2,231	△408		104	
その他の包括利益								
当期包括利益	—	—	—	△2,231	△408	—	104	
剰余金の配当								
自己株式の取得			△23	△11,188				
自己株式の処分			△19,033	91				
自己株式の消却			116	19,033				
株式報酬取引				43				
子会社の支配獲得に伴う変動								
支配継続子会社に対する持分変動			△21					
持分法適用会社の支配継続			△644					
子会社に対する持分変動			18,573					
利益剰余金から資本剰余金への振替					△2,952	408		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替								
その他								
所有者との取引額合計	—	△1,031	7,979	△2,952	408	△67	—	
当期末残高	5,483	13,972	△5,247	2,199	—	345	209	

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計		
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計				
	在外営業活動体の換算差額	合計						
当期首残高	655	8,556	150,605	166,423	1,890	168,314		
当期利益			26,965	26,965	297	27,263		
その他の包括利益	324	△2,211		△2,211	32	△2,178		
当期包括利益	324	△2,211	26,965	24,754	330	25,085		
剰余金の配当			△10,438	△10,438	△148	△10,587		
自己株式の取得				△11,188		△11,188		
自己株式の処分		△67		0		0		
自己株式の消却						—		
株式報酬取引				160		160		
子会社の支配獲得に伴う変動					211	211		
支配継続子会社に対する持分変動				△21	△37	△58		
持分法適用会社の支配継続子会社に対する持分変動				△644		△644		
利益剰余金から資本剰余金への振替			△18,573			—		
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		△2,543	2,543			—		
その他			5	5		5		
所有者との取引額合計	—	△2,611	△26,463	△22,127	25	△22,101		
当期末残高	980	3,734	151,107	169,050	2,247	171,297		

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,926
財務活動によるキャッシュ・フロー	△30,613
現金及び現金同等物の換算差額による影響	162
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	5,538
現金及び現金同等物の期首残高	59,263
現金及び現金同等物の期末残高	64,801

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	60,105	買掛金	16,847
受取手形	20	短期借入金	3,350
売掛金	44,396	1年内返済予定の長期借入金	6,112
契約資産	5,119	リース債務	22
有価証券	152	未払金	1,904
商品	2,808	未払費用	8,607
仕掛品	56	未払法人税等	2,699
貯蔵品	1	契約負債	6,509
前払費用	5,092	預り金	4,575
関係会社短期貸付金	5,427	前受収益	1
未収入金	1,696	無償サービス費引当金	37
その他	7,739	請負開発損失引当金	75
貸倒引当金	△1,441	資産除去債務	913
<b>流動資産計</b>	<b>131,174</b>	<b>その他</b>	<b>2,390</b>
		<b>流動負債計</b>	<b>54,046</b>
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		長期借入金	11,262
建物	4,698	リース債務	8
構築物	21	投資損失引当金	338
営業用コンピュータ	5,136	資産除去債務	3,961
工具器具備品	1,193	繰延税金負債	145
土地	598	その他	0
リース資産	20	<b>固定負債計</b>	<b>15,716</b>
<b>有形固定資産計</b>	<b>11,669</b>	<b>負債合計</b>	<b>69,762</b>
<b>無形固定資産</b>		<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	30,152	<b>株主資本</b>	
リース資産	7	資本金	5,483
その他	12	資本剰余金	
<b>無形固定資産計</b>	<b>30,172</b>	資本準備金	15,281
<b>投資その他の資産</b>		資本剰余金計	<b>15,281</b>
投資有価証券	17,934	利益剰余金	
関係会社株式	8,652	利益準備金	1,370
その他の関係会社有価証券	4,257	その他利益剰余金	
出資金	0	オーバーソーフトウェア促進税制積立金	112
関係会社出資金	0	別途積立金	4,400
破産更生債権等	264	建物圧縮積立金	147
長期前払費用	1,013	繰越利益剰余金	127,484
前払年金費用	13,824	<b>利益剰余金計</b>	<b>133,515</b>
その他	6,969	自己株式	△5,527
貸倒引当金	△263	<b>株主資本計</b>	<b>148,752</b>
<b>投資その他の資産計</b>	<b>52,652</b>	<b>評価・換算差額等</b>	
<b>固定資産計</b>	<b>94,493</b>	その他有価証券評価差額金	6,807
<b>資産合計</b>	<b>225,668</b>	<b>評価・換算差額等計</b>	<b>6,807</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>345</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>155,905</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>225,668</b>

## 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		232,205
売上原価		169,862
売上総利益		62,343
販売費及び一般管理費		44,976
営業利益		17,367
営業外収益		
受取利息	114	
受取配当金	11,015	
関係会社業務受託料	848	
その他	398	12,377
営業外費用		
支払利息	70	
投資事業組合運用損	714	
デリバティブ評価損	184	
その他	40	1,009
経常利益		28,734
特別利益		
投資有価証券売却益	106	
関係会社株式売却益	26	
抱合せ株式消滅差益	36	
その他	3	173
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	483	
関係会社株式評価損	1,680	
関係会社貸倒引当金繰入額	1,400	
その他	33	3,598
税引前当期純利益		25,310
法人税、住民税及び事業税	6,080	
法人税等調整額	△640	5,439
当期純利益		19,870

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本											自己株式	株主資本計		
	資本剰余金			利益剰余金											
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	オーフンハイペーション促進税制積立金	別途積立金	建物圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計						
当期首残高	5,483	15,281	115	15,397	1,370	49	4,400	149	136,686	142,657	△13,226	150,311			
事業年度中の変動額															
剰余金の配当										△10,438	△10,438		△10,438		
当期純利益										19,870	19,870		19,870		
自己株式の取得												△11,687	△11,687		
自己株式の処分			344	344								352	696		
自己株式の消却			△19,033	△19,033								19,033			
オーフンハイペーション促進税制積立金の積立						62				△62					
建物圧縮積立金の取崩								△1	1						
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替			18,573	18,573						△18,573	△18,573				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）															
事業年度中の変動額合計	-	-	△115	△115	-	62	-	△1	△9,202	△9,141	7,698	△1,558			
当期末残高	5,483	15,281	-	15,281	1,370	112	4,400	147	127,484	133,515	△5,527	148,752			

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 計		
当期首残高	8,098	8,098	413	158,823
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△10,438
当期純利益				19,870
自己株式の取得				△11,687
自己株式の処分				696
自己株式の消却				－
オーフィス・ジョン促進税制積立金の積立				－
建物圧縮積立金の取崩				－
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,291	△1,291	△67	△1,359
事業年度中の変動額合計	△1,291	△1,291	△67	△2,918
当期末残高	6,807	6,807	345	155,905

## 2. 第81期 事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

事業年度      自 2024年4月1日  
                  至 2025年3月31日

BIPROGY株式会社

## 1 BIPROGYグループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス産業においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）領域を中心に企業の強い投資意欲が継続しております。

一方で海外景気の下振れが国内景気を下押しするリスクがあることに加え、物価上昇や金融資本市場の変動、アメリカの政策動向などが今後の企業の投資意欲に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境下、当社グループが目指す「Vision2030」の実現に向けて「経営方針（2024-2026）」<sup>注1</sup>に基づく取り組みを推進しています。基本方針である「持続性のある事業ポートフォリオ確立による企業価値の向上」「経営資源配分の最適化」「グループ経営基盤の強化」を図りつつ、現在の収益源である「コア事業」と新たな収益の柱とする「成長事業」の両輪で事業を拡大しております。

コア事業では、優良な顧客基盤と業務知見を活かせる「ファイナンシャル」「リテール」「エネルギー」「モビリティ」「OTインフラ」<sup>注2</sup>の5つを注力領域として定めています。

「ファイナンシャル」では、オープン環境／パブリッククラウドでのフルバンキングシステム「BankVision®」、共同利用型勘定系サービス「OptBAE®」の売上収益が拡大しています。「BankVision」は、2024年度に新規2行で稼働開始したほか既存2行がシステム更改しました。「OptBAE」は、新規1行で稼働開始したほか複数行が導入中です。さらに、2025年3月に新たな地方銀行と次期勘定系システムの検討を開始するなど、両システムとも複数の引き合いがあり、今後の拡大が見込まれます。また、2024年3月に提供開始したバンキングアプリ「#tsumuGO\_mobile®」<sup>注3</sup>についても地銀／信金業界の7金融機関に採用が拡大しています。

「リテール」では、基幹系システム刷新への引き合いが堅調なほか、労働力不足を背景に店舗業務効率化につながるAI自動発注や電子棚札案件が拡大しています。特に電子棚札については2025年3月に大手ドラッグストアにおいて実証実験を開始したほか、電子棚札に特化したクラウドサービス「BIPROGY ESL SaaS®」<sup>注4</sup>の利用企業が食品スーパーを中心に拡大しており、専門店、ドラッグストアなどからの引き合いも増えています。

「エネルギー」では、電力小売クラウドソリューション「Enability®シリーズ」<sup>注5</sup>や非化石証書管理システム関連の売上収益が拡大しています。また、環境価値管理サービス「Re:lvls®（リルビス）」<sup>注6</sup>の機能強化や「太陽光発電量・余剰量予測サービス」の提供開始など、サービスアセットの拡充・拡大

を進めています。

「モビリティ」では、鉄道事業者や航空事業者による事業領域拡大・新規事業創出に関するシステム開発案件が増えています。また、自動運転サービスの社会実装に向けデジタルツインを活用した安全性検証の取り組みを開始したほか、自動運転トラックの走行実証を実施するなど、運転手不足や交通事故などの社会課題解決に向けた取り組みを加速しています。

「OTインフラ」では、自動車メーカーからのOTインフラ領域における引き合いが非常に強く、そこで得た知見やノウハウを非自動車製造業に展開することで、さらなるビジネス拡大に取り組みます。

成長事業では、新たな収益基盤の確立と価値の提供を目指して「市場開発」「事業開発」「グローバル」の3つの領域を定めています。

「市場開発」では、2024年5月に機能強化版をリリースした企業向け「ChatGPT」利用環境構築サービス「Azure OpenAI ServiceスターターセットPlus」が、製造業や社会インフラ企業を中心とした生成AI活用で先行する企業の要望に合致し、採用が拡大中です。

「事業開発」では、SX/GX、スマートライフ、地域創生をテーマに社会課題を解決する事業を創出・拡大しています。2024年10月には、価値交換基盤「doreca®」<sup>注7</sup>でデジタル給与領域に参入しました。デジタル給与領域における企業側の業務をフルアウトソーシングすることで、国内におけるデジタル給与の普及に貢献していきます。

「グローバル」では、タイのNexus System Resources Co., Ltd.とマレーシアのiByte Solutions Sdn Bhd.を連結子会社化するなどASEAN主要国におけるICT/DXビジネスが拡大しています。また、米国においてCVCファンドを設立し、北米等マーケットへの参入を見据えたアプローチを強化しています。

「経営方針（2024-2026）」では、事業戦略と連動した人財戦略、技術戦略、投資戦略、財務戦略を推進し、市場競争力を高めるため、強みのある領域や新たな価値提供に向けて経営資源を積極的に投入しています。人財戦略では、2024年9月に「BIPROGYグループ人財戦略レポート2024」<sup>注8</sup>を公開しました。経営方針（2024-2026）で掲げた事業戦略をリードする4つの人財モデルを定め、3か年で特に積極的に獲得・育成する人財とし、各種施策を推進しながら進捗をモニタリングしています。また、技術戦略では、生成AIを「自社ソリューションに組み込んでの差別化」「システム開発の効率化」等の領域に活用することで当社グループ全体の価値向上を図っています。今後も内外の環境変化に対応し顧客への提供価値を向上させるために、グループバリューチェーンを進化させてまいります。

当連結会計年度の業績は、お客様からのIT投資に対する旺盛な需要を背景に、サービス、製品販売とともに好調となったことから、売上収益は4,040億10百万円（前期比9.2%増）となりました。利益面につきましては、基幹システム刷新や人事制度変更などによる販売費及び一般管理費の増加を、増収による売上総利益の増益分でカバーし、営業利益は、390億66百万円（前期比17.4%増）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業増益に伴い、269億65百万円（前期比6.8%増）となりました。なお、当社が業績管理指標として採用している調整後営業利益<sup>注9</sup>は384億20百万円（前期比13.6%増）となりました。

売上構成別に見ますと、サービス売上は、前期比201億81百万円増加の2,915億21百万円（前期比7.4%増）となりました。また、ソフトウェア売上は前期比67億57百万円増加の450億87百万円（前期比17.6%増）、ハードウェア売上は前期比69億29百万円増加の674億1百万円（前期比11.5%増）となりました。

売上構成比は、サービス売上は72.1%（前期73.3%）、ソフトウェア売上は11.2%（前期10.4%）、ハードウェア売上は16.7%（前期16.3%）となりました。

(注) 1.Vision2030および経営方針（2024-2026）については、当社グループウェブページの以下ご参照。

[https://www.biprogy.com/com/management\\_policy.html](https://www.biprogy.com/com/management_policy.html)

2.OTはOperational Technologyの略称で、主に工場やプラントなどの設計・製造プロセスを支える情報システム基盤のこと。

3.バンキングアプリ「#tsumuGO\_mobile」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

<https://www.biprogy.com/solution/service/tsumugo.html>

4.電子棚札に特化したクラウドサービス「BIPROGY ESL SaaS」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

<https://www.biprogy.com/solution/service/shelf-tag.html>

5.電力小売クラウドソリューション「Enabilityシリーズ」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

<https://www.biprogy.com/solution/service/cis.html>

6.環境価値管理サービス「Re:lvis（リルビス）」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

[https://www.biprogy.com/solution/service/environmental\\_value.html](https://www.biprogy.com/solution/service/environmental_value.html)

7.価値交換基盤「doreca」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

<https://doreca.net/>

8.「BIPROGYグループ人財戦略レポート2024」については、当社グループウェブページの以下ご参照。

[https://www.biprogy.com/pdf/com/human\\_resources\\_strategy\\_report2024.pdf](https://www.biprogy.com/pdf/com/human_resources_strategy_report2024.pdf)

9.調整後営業利益：売上収益から売上原価と販売費および一般管理費を控除して算出しています。

10.記載の会社名および商品名は、各社の商標または登録商標です。

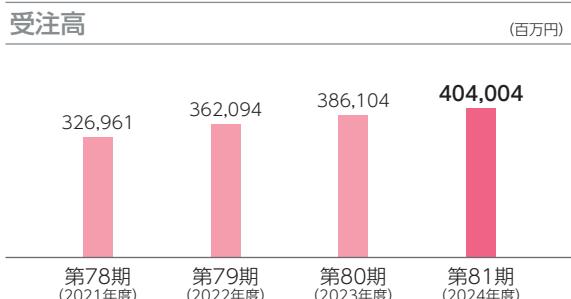
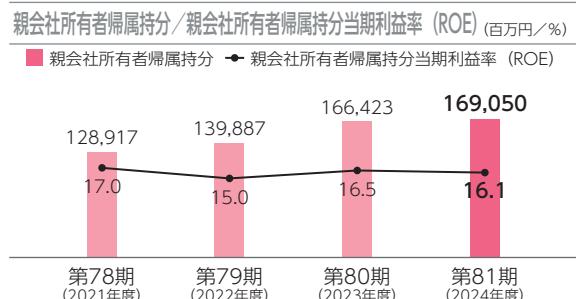
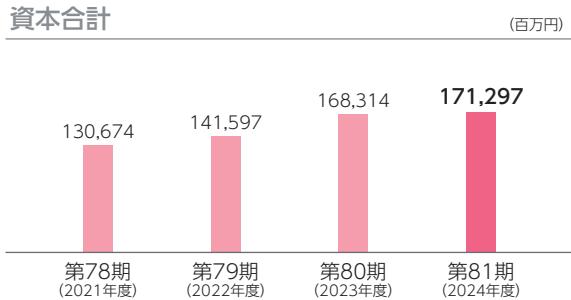
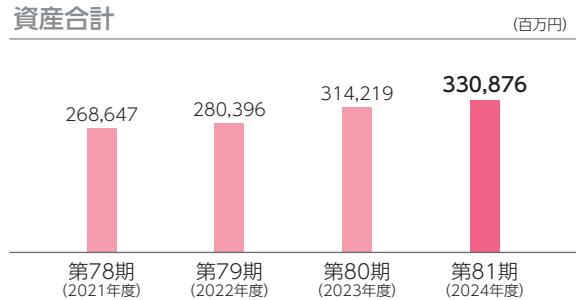
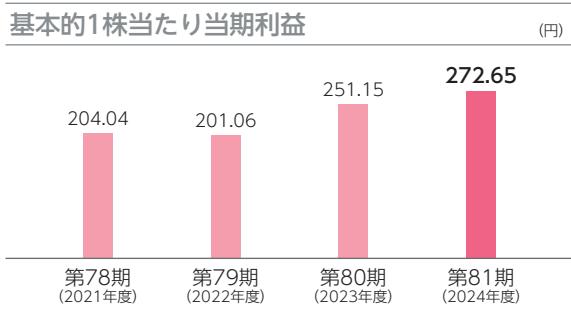
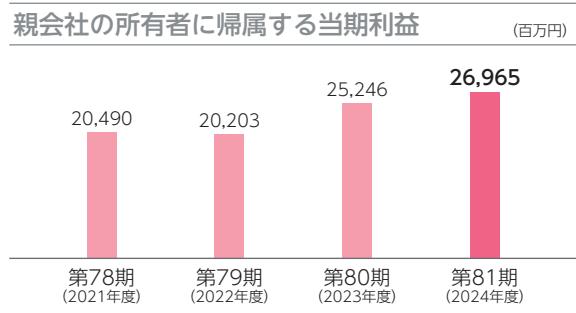
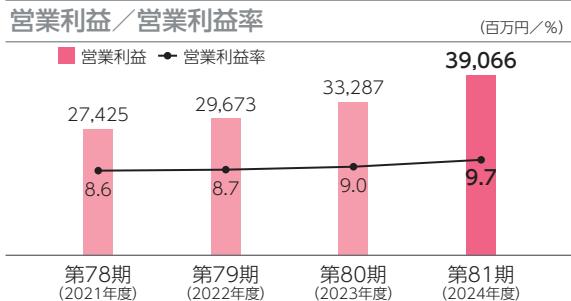
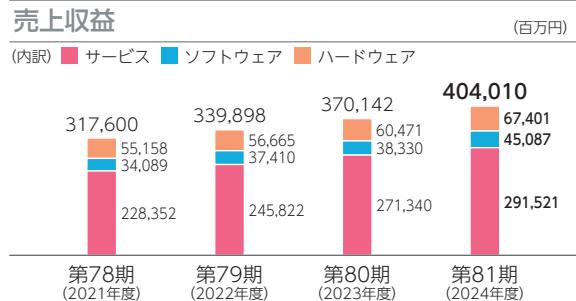
## (2) 財産および損益の状況の推移

区分	第78期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	第79期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	第80期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで	第81期 (当連結会計年度) 2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上収益 (百万円)	317,600	339,898	370,142	404,010
(内訳)				
サービス (百万円)	228,352	245,822	271,340	291,521
(構成比) (%)	(71.9)	(72.3)	(73.3)	(72.1)
ソフトウェア (百万円)	34,089	37,410	38,330	45,087
(構成比) (%)	(10.7)	(11.0)	(10.4)	(11.2)
ハードウェア (百万円)	55,158	56,665	60,471	67,401
(構成比) (%)	(17.4)	(16.7)	(16.3)	(16.7)
営業利益 (百万円)	27,425	29,673	33,287	39,066
営業利益率 (%)	8.6	8.7	9.0	9.7
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	20,490	20,203	25,246	26,965
基本的1株当たり当期利益	204円04銭	201円06銭	251円15銭	272円65銭
資産合計 (百万円)	268,647	280,396	314,219	330,876
資本合計 (百万円)	130,674	141,597	168,314	171,297
親会社所有者帰属持分 (百万円)	128,917	139,887	166,423	169,050
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	17.0	15.0	16.5	16.1
受注高 (百万円)	326,961	362,094	386,104	404,004

(注) 1. IFRS会計基準を適用して連結計算書類を作成しております。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。なお、従業員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、基本的1株当たり当期利益の算定においては、当該信託が所有する当社株式を期中平均普通株式数より控除しております。



### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の主要なものは、営業用コンピュータおよびアウトソーシング用ソフトウェアです。

### (4) 資金調達の状況

当社グループの所要資金は自己資金、借入金および社債の発行等により調達しております。

また、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引金融機関と総額105億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度において当該契約に基づく借入実行はありません。

### (5) 対処すべき課題

当社グループは、経営方針（2024-2026）のもと、ICTサービスの提供に加え、社会を豊かにする新しい価値の創造と社会課題解決への取り組みを加速させ、社会的価値創出企業に変革するとともに、持続的な企業価値向上に取り組んでおります。

当社グループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するための体制として、SDGs貢献への取り組みおよびサステナビリティ経営戦略の統括責任者であるCSO（チーフ・サステナビリティ・オフィサー）を委員長とする意思決定機関「サステナビリティ委員会」を設置するとともに、下部組織として、環境に関する「環境貢献委員会」および社会・人権に関する「ソーシャル委員会」を設置して、サステナビリティを巡る課題への取り組みにおけるマネジメントとガバナンスを強化しています。さらに、当社グループのサステナビリティへの取り組みを経営に統合していくために「サステナビリティ経営推進部」を設置しています。

また、持続可能な社会の実現のために、当社グループがテクノロジーを活用して貢献できる領域は非常に多く、気候変動等の環境問題や地域創生、少子高齢化など、一企業だけでは解決が難しい社会課題に対してビジネスエコシステムによるイノベーションや新たなサービスで解決に取り組んでいます。



## <事業活動における取り組み>

### ■コア事業における「強みのある領域の確立」と「提供価値・収益性の向上」

注力領域として、ファイナンシャル、リテール、エネルギー、モビリティ、OTインフラの5つを選定し、経営資源を集中投下することで、サービス型ビジネスを拡大し、提供価値と収益性の向上に取り組んでいます。また、システムサービスの生産性向上に向け、生成AI等の技術活用やパートナー戦略、リスクリング等の人財育成を推進しています。

### ■成長事業における「提供価値の向上」と「新たな収益基盤の確立」

成長事業においては、「市場開発」「事業開発」「グローバル」の3つの領域で新たな収益基盤の確立に取り組んでいます。

- ・「市場開発」：クラウドマネジメントやセキュリティ等のマネージドサービス、データ・AI利活用ビジネス等を展開し、新たなサービス領域の獲得と成長市場におけるシェア獲得に取り組んでいます。
- ・「事業開発」：これまでの取り組みで得たエネルギー・マネジメントや環境価値の企業間流通等のエネルギー領域の知見を活かして「SX/GX」事業を推進しています。また、デジタルキャッシュ、物流、スマートシティの取り組みを活かした「スマートライフ」「地域創生」等の領域へもチャレンジしています。
- ・「グローバル」：ASEAN主要国へのビジネス展開に加え、その他マーケットへの参入を見据えたアプローチを実行しています。

### ■経営資源の強化と戦略的な配分

コア事業、成長事業を支えるため、事業戦略と連動した人財戦略/技術戦略/財務・投資戦略を推進しています。

- ・「人財戦略」：ビジネスと技術の両面をリードできる人財、成長事業をけん引できる人財の増強、そしてPurposeを軸とした多様性のあるチーム力を強化しています。
- ・「技術戦略」：先端技術を活用した開発プロセス変革を行い、選定した技術テーマに対する研究開発を進め、新たな技術力の獲得を進めています。
- ・「財務・投資戦略」：健全な財務基盤のもと、新たな価値を提供するソリューションを生み出すための研究開発投資、当社グループの強みとシナジーを発揮するためのオープンイノベーション投資、企業価値の最大化を目指すM&Aなどの戦略的投資を進めています。

### ■グループ経営基盤の強化

当社グループのさらなるシナジー強化に向け、事業環境の変化を見据え、柔軟にグループバリューチェーンを進化させることで、企業価値最大化を図っています。

なお、当社グループは、持続的な成長を実現するために、よりチャレンジングな事業戦略とそれを支える強固な経営基盤が必要であると考えています。そのため、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、グループ会社管理を改善しています。加えて、グループ全体の内部統制システムの継続的な運用改善とコンプライアンス意識のさらなる浸透・徹底に取り組んでいます。これにより、適正な業務運営を実施しております。

また、今後の当社グループ内におけるグループ会社の増加や、事業の成長に伴うビジネスの多様化などがリスクとして想定されます。当社グループは、現行のビジネスリスクマネジメントをさらに拡充し、対応を強化してまいります。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ユニアデックス株式会社	750	100	①ネットワークシステムの構築に係るサービスの提供ならびにこれに関する機器等の販売 ②コンピュータシステムの運用、管理の受託ならびに保守サービス

## (7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、クラウドやアウトソーシングなどのサービスビジネス、コンピュータシステムやネットワークシステムの販売・賃貸、ソフトウェアの開発・販売および各種システム関連サービスの提供を行っております。

## (8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

名 称	事 業 所	所 在 地
BIPROGY株式会社	本社 関西支社 中部支社 九州支社 北海道支社 東北支社 新潟支社 北陸支社 静岡支社 中京支社	東京都江東区 大阪市古市 名古屋市 福岡市 札幌市 仙台市 新潟市 金沢市 静岡市 広島市
ユニアデックス株式会社	本社 関西支社 中部支社 九州支社	東京都江東区 大阪市古市 名古屋市 福岡市

**(9) 従業員の状況** (2025年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数 (名)	対前期末増減 (名)
8,362	+144
職 群	従業員数 (名)
セールス	1,368
システム・エンジニア	3,344
システムサービス・エンジニア他	1,748
スタッフ	1,902
合 計	8,362 (前期末 8,218)

- (注) 1. 当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種セグメントを全社横断的に営んでいるため、職群別従業員の状況を記載しております。  
 2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数です。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	対前期末増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
4,254	△170	46.4	20.8

**(10) 主要な借入先** (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	8,700
農林中央金庫	5,000
信金中央金庫	2,500

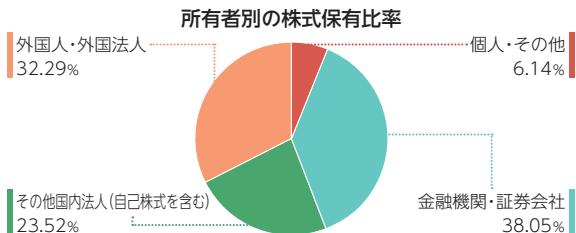
## 2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 100,663,524株

(注) 2024年8月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて9,000,000株減少しております。

(3) 株主数 8,060名



(4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
大日本印刷株式会社	20,727	21.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,972	13.19%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,947	13.17%
農林中央金庫	2,326	2.36%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,976	2.01%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,969	2.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	1,776	1.80%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,622	1.65%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,521	1.54%
BIPROGY従業員持株会	1,391	1.41%

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式2,377,545株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	14,500	3
社外取締役	0	0
監査役	0	0

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3 会社役員に関する事項」の「(5)取締役および監査役の報酬等」に記載しています。

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①. 自己株式の取得

2024年7月29日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 2,448,500株
取得価額の総額	11,187,196,500 円
取得した日	2024年7月30日

### ②. 自己株式の消却

2024年7月29日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 9,000,000株
消却した日	2024年8月30日

### ③. 自己株式の取得（予定）

2025年3月27日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を取得する予定です。

取得する株式の種類及び数	普通株式 2,500,000株（上限）
取得価額の総額	10,000,000,000円（上限）
取得期間	2025年5月1日から2026年2月27日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

また、取得した自己株式の全株式については、同日開催の取締役会決議により、2026年3月25日に消却する予定です。

なお、当社は保有する自己株式の上限を発行済株式総数の3%とし、3%を超える部分については消却する方針としております。

## (ご参考) 当社が保有する株式に関する事項

### (1) 政策保有に関する方針

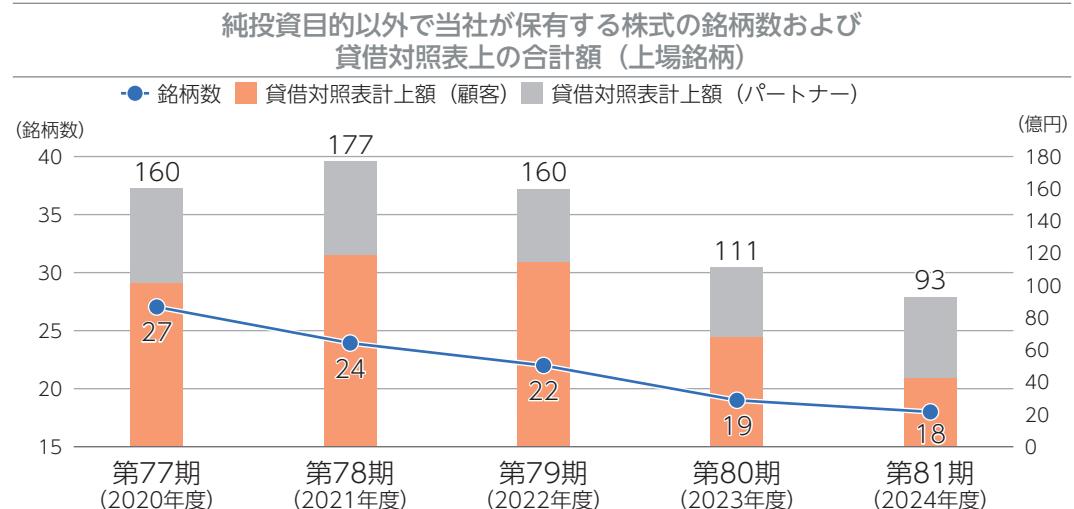
当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。株式取得に際しては、社内規程に則り取得の是非を判断し、保有後においては、毎年取締役会で保有の適否の検証を行い、縮減を進めています。その結果、2024年度末の上場株式の保有銘柄数は前年度末比1銘柄減少の18銘柄となりました。また、貸借対照表上の合計額は前年度末比で17億円減少し、政策保有株式の貸借対照表上の合計額は資本合計の6.8%になりました（前年度末:7.6%）。今後も保有意義が薄れた銘柄については売却を進めてまいります。

### (2) 取締役会での検証内容

保有する上場株式全銘柄について、個別銘柄毎に保有目的の持続性および事業戦略との整合性、ならびに関連取引利益等の状況を踏まえ、保有の適否を取締役会にて検証しています。

### (3) 政策保有株主からの自社株式売却の意向への対応

当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しています。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 会社役員の状況

取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齊 藤 昇	CEO (チーフ・エグゼクティブ・オフィサー) CHO (チーフ・ヘルス・オフィサー) 管理対象部門：全般 担当：グループ内部監査部 セイコーグループ（株）社外取締役
代表取締役専務執行役員	葛 谷 幸 司	CSO (チーフ・サステナビリティ・オフィサー) 管理対象部門：グループデザイン第一部門（経営企画部、サステナビリティ推進部、人的資本マネジメント部、MI CoE）、テクノロジーサービス部門（管掌）、グループ会社（管掌）
取 締 役 執 行 役 員	澤 上 多 恵 子	CRMO (チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー) CHRO (チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー) 管理対象部門：グループデザイン第三部門（人事部、業務部、広報部、法務部） 担当：人事部、業務部、広報部
取 締 役	金 沢 貴 人	大日本印刷（株）常務取締役 (ABセンター長、情報システム本部、教育ビジネス本部、技術・研究開発本部ICT統括室、コンテンツ・XRコミュニケーション本部担当)
取 締 役	ナリン アドバニ	ベンチャー投資家 投資・経営戦略アドバイザー entomo pte ltd Co-Founder シンガポール国立大学経営学部 特任教授
取 締 役	池 田 義 典	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 特任教授 辻・本郷税理士法人 顧問/税理士
取 締 役	大 崎 麻 子	特定非営利活動法人Gender Action Platform 理事 内閣府男女共同参画会議 専門委員 外務省 国連女性の地位委員会 (CSW) 日本代表
取 締 役	片 山 雄 一	(株)オリエンタルランド取締役副社長執行役員 スponサー・マーケティングアライアンス部・特命事項担当
常勤監査役	古 林 幹 教	
常勤監査役	大 石 正 弥	
監 査 役	橋 本 博 文	丸善CHIホールディングス（株） 代表取締役会長
監 査 役	古 城 春 実	桜坂法律事務所 パートナー 電力広域的運営推進機関 監事（非常勤）
監 査 役	水 口 啓 子	総務省 独立行政法人評価制度委員会 臨時委員（会計基準等部会）（非常勤） 日本公認会計士協会 上場会社等監査人登録審査会 委員（非常勤） (株)第一生命経済研究所 シニア・フェロー（非常勤） 日清オイリオグループ（株） 社外監査役

- (注)1. ナリン アドバニ、池田義典、大崎麻子、片山雄一の4氏は、社外取締役です。
2. 大石正弥、古城春実、水口啓子の3氏は、社外監査役です。
  3. 当社は、社外取締役のうち ナリン アドバニ、池田義典、大崎麻子、片山雄一の4氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
  4. 当社は、社外監査役のうち 大石正弥、古城春実、水口啓子の3氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
  5. 大日本印刷（株）は当社の主要株主であり、当社は同社との間で「業務提携等に関する契約」を締結しております。
  6. 当社は、大崎麻子氏が理事を務める特定非営利活動法人Gender Action Platformに対し、直近事業年度に当社が主催したセミナーでの同氏による講演に対する講師料等を支払いましたが、当社から同法人への支払額は33万円と僅少です。
  7. 大石正弥氏は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  8. 橋本博文氏は、大日本印刷（株）の海外子会社にてFinance Managerを務める等の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  9. 水口啓子氏は、長年、金融機関および格付会社等での業務経験や公認会計士・監査審査会委員等の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  10. 上記のほか、当社と社外役員の兼職先との間には特別な関係はありません。

※当社は、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しております。

2025年3月31日現在の取締役以外の執行役員、業務執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	役職および担当
常務執行役員	梅 原 一 眞	CFO（チーフ・ファイナンシャル・オフィサー） 管理対象部門：グループデザイン第二部門（財務部、経理部、営業経理部） 担当：財務部、経理部、営業経理部
常務執行役員	佐々木貴司	管理対象部門：ビジネスサービス部門 担当：ビジネスサービス推進部
常務執行役員	永 島 直 史	CMO（チーフ・マーケティング・オフィサー） 管理対象部門：ビジネスイノベーション部門、ビジネスクリエーション部門、 支社・支店（管掌） 担当：ビジネスイノベーション推進部、グループマーケティング部
執 行 役 員	福田祐一郎	担当：DXBインキュベーション部
執 行 役 員	山 田 健 嗣	管理対象部門：グローバル部門 担当：グローバルビジネス部
執 行 役 員	宮 下 尚	CISO（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー） 管理対象部門：グループデザイン第四部門（購買マネジメント部、品質マネジメント部、 プロダクトマネジメント部、情報システムサービス部） 担当：購買マネジメント部、品質マネジメント部、プロダクトマネジメント部
業務執行役員	竹 内 裕 司	関西支社長 担当：支社・支店
業務執行役員	奥 山 直 哉	管理対象部門：ビジネスサービス部門（副） 担当：インダストリーサービス第一本部、インダストリーサービス第二本部、 インダストリーサービス第三本部、インダストリーサービス第四本部
業務執行役員	宮 田 勲	担当：ファイナンシャルサービス第二本部、ファイナンシャルサービス第三本部、 次期コアバンク開発プロジェクト

地 位	氏 名	役職および担当
業務執行役員	馬 場 定 行	CDO（チーフ・デジタル・オフィサー） CTO（チーフ・テクノロジー・オフィサー） 管理対象部門：テクノロジーサービス部門 担当：デジタルエンジニアリング本部、サービスプラットフォーム本部、総合技術研究所
業務執行役員	坪 内 淳	CIO（チーフ・インフォメーション・オフィサー） 情報システムサービス部長 担当：情報システムサービス部
業務執行役員	千 葉 真 介	戦略企画部長 担当：戦略企画部、市場開発本部、事業開発本部
業務執行役員	佐 藤 秀 彰	管理対象部門：ビジネスイノベーション部門（副） 担当：インダストリーサービス第一事業部、インダストリーサービス第二事業部、インダストリーサービス第三事業部
業務執行役員	山 内 宣 子	CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー） 法務部長 担当：法務部
業務執行役員	中津川信昭	担当：パブリックサービス第一本部、パブリックサービス第二本部、パブリックサービス第三本部、開発推進本部、プロダクトサービス本部
業務執行役員	渡 邊 弘 巳	担当：ファイナンシャルサービス第二事業部、ファイナンシャルサービス第三事業部
業務執行役員	井 上 慎 一	管理対象部門：ビジネスサービス部門（副） 担当：ファイナンシャルサービス第一本部、サービスイノベーション本部
業務執行役員	金 井 智	担当：ファイナンシャルサービス第一事業部、パブリックサービス第一事業部
業務執行役員	三ツ井淳一	ユニアデックス（株）業務執行役員
業務執行役員	松 本 裕 志	担当：サービスイノベーション事業部、パブリックサービス第二事業部
業務執行役員	高 成 田 彰	経営企画部長 担当：経営企画部、サステナビリティ推進部、人的資本マネジメント部

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役および各監査役は、それぞれ、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社取締役 齊藤 昇、葛谷幸司、澤上多恵子、金沢貴人、ナリン アドバニ、池田義典、大崎麻子、片山雄一ならびに当社監査役 古林幹教、大石正弥、橋本博文、古城春実、水口啓子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同契約において、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。同契約の被保険者は、当社取締役、監査役および執行役員であり、保険料に関しては会社が全額負担しております。同契約において、被保険者が役員としての職務の執行に起因して第三者から損害賠償請求または株主代表訴訟を提起された場合に、被保険者が負担することになる損害および争訟費用を填補することとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としております。

#### (5) 取締役および監査役の報酬等

①役員の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

a. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

業務執行取締役の報酬については、a)固定報酬（月額報酬）、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬により構成しており、a) : b) : c)の比率は、4 : 4 : 2としております（上記比率は、c)株式報酬の評価期間の最終年度に、短期業績の利益目標を100%達成し、株式報酬の各条件について100%達成した場合を想定）。また、社外取締役など非業務執行取締役に対しては、業績と連動しない固定報酬のみを支給しております。

なお、取締役の報酬等の決定に関する方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、取締役会にて承認する方法にて決定しております。

##### 業務執行取締役の報酬イメージ

月額報酬	固定	業績等に連動			
	賞与 (短期業績連動)	譲渡制限付株式報酬			
		(i)在籍条件	KPI条件		
			(ii)業績指標 (中長期業績連動)	(iii)ESG指標等 (長期業績連動)	
構成割合	4 : 4 : 1 : 1/3 : 2/3				

b. 監査役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

監査役の報酬は、独立した立場からの監査の実効性を確保するため、業績と連動しない固定的な月額報酬のみ支給しております。

また、監査役の報酬等の決定に関する方針は、指名・報酬委員会で審議し、監査役の協議により決定しております。

## ②業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動型報酬として、業務執行取締役に対しては、以下のとおり、短期業績に連動する賞与と中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬を支給しております。

### a. 短期業績に連動する賞与

- ・賞与の支給総額は、第77回定時株主総会で承認された400百万円の範囲で、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて指名・報酬委員会にて定めた基準係数および役職別基準額に従い、取締役会で決定する。ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益が損失（マイナス）の場合は賞与を支給せず、50億円未満の場合は役職別基準額のみ支給、50億円以上の場合、役職別基準額に、指名・報酬委員会で定める基準係数に応じて算定される金額を加算した金額を支給するものとする。なお、当面の間、基準係数は0.5%を超えないものとする。

#### <基準係数>

親会社の所有者に帰属する当期利益	基準係数
50億円未満	0%
50億円以上100億円未満	0.2%
100億円以上150億円未満	0.3%
150億円以上200億円未満	0.4%
200億円以上	0.5%

- ・業務執行取締役各人の賞与額は、上記支給総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会にて定めた基準係数に従って算定し、原則として6月に支給する。

なお、業務執行取締役の短期的業績に対する責任を明確にするため、親会社の所有者に帰属する当期利益を指標としております。

#### <業績連動報酬に係る指標の実績>

2025年3月期においては、親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値が269億円であったことから、役職別基準額と基準係数0.5%を踏まえて算定した賞与支給総額133百万円を支給しており、これは株主総会で決議された上限である年400百万円以内の金額になっております。

### b. 中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬

- ・業務執行取締役は、第77回定時株主総会で承認された年額200百万円、年66,000株の範囲内で当社普通株式（以下、本割当株式）の発行または処分を受ける。
- ・上記報酬総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会が定めた基準係数に従い各業務執行取締役への割当株式数を算定し、取締役会審議を経て、原則として毎年6月に各業務執行取締役に譲

渡制限付株式を割り当てる。

- ・業務執行取締役は、当社取締役会が予め定めた地位にある間は、本割当株式を譲渡できない。
- ・本割当株式には、①一定期間の在籍を条件とするもの（在籍条件）と、②一定期間内における業績指標やESG指標等のKPIの達成を条件（中長期・長期業績条件）とするものがあり、これらの条件の達成度合いにより、譲渡制限が解除される株式数が変動する。
- ・②のうち業績指標については、当社株式に係るTotal Shareholder Return（株主総利回り）とTOPIX成長率を比較し、その割合（対TOPIX成長率）に応じて、またESG指標等については、当社のVision2030実現に向け取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）について、目標（KPI）達成度に応じて、譲渡制限が解除される株式数を決定する。
- ・2025年3月期に付与された本割当株式の①の在籍条件は、2025年開催の定時株主総会終結の直前時までの在籍を条件とし、②の中長期業績条件は2027年3月31日時点、長期業績条件は2027年3月31日時点における達成度に応じて譲渡制限が解除される。
- ・条件未達により譲渡制限が解除されない本割当株式は、当社が当然に無償で取得する。業務執行取締役に法令違反行為等があった場合も同様とする。

なお、上記①の在籍条件は、株式保有を通じて株主と意識・価値共有を図ることを目的としています。②の条件のうち業績指標については、中長期の業績と連動させるとともに、TOPIXとの比較により、市場全体の影響とは別に当社単独での企業価値向上の実現の度合いを測るために指標として、ESG指標等については、当社が取り組む重要課題の実現のための指標として設定しております。

### ③非金銭報酬の内容

当社は、非金銭報酬として、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与することとしており、その概要は、②b.中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬に記載のとおりです。

### ④役員の報酬等に関する株主総会決議の年月日および決議の内容

- 取締役の月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております。当該決議に係る取締役の員数は31名です。
- 業績連動型賞与は、2021年6月25日開催の第77回定時株主総会において、当社業務執行取締役に対し業績連動型賞与の総額の上限を年400百万円とし、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて指名・報酬委員会にて定める基準係数（当面の間は、最大0.5%）および役職別基準額に従い取締役会で具体的な支給総額を決定する旨の決議をしております。当該決議に係る取締役の員数は4名です。
- 譲渡制限付株式報酬は、2021年6月25日開催の第77回定時株主総会において、当社業務執行取締役に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権の総額を年200百万円以内とし、これを対価として当社業務執行取締役に対し発行または処分される当社の普通株式の総数

は年66,000株以内とすることを決議しております。当該決議に係る取締役の員数は4名です。

d. 監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査役の員数は3名です。

#### ⑤取締役の個人別の報酬の内容の決定権限を受任した取締役または第三者

取締役の個人別の報酬の内容の決定については、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、3名の独立社外取締役を含む4名の取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に委任しております。

指名・報酬委員会では、上記①の決定方針にもとづき、株主総会で定めた上限の範囲内で取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

なお、指名・報酬委員会の決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要としております。

##### (指名・報酬委員会の構成員)

ナリン アドバニ（委員長／独立社外取締役）、池田 義典（独立社外取締役）、大崎 麻子（独立社外取締役）、澤上 多恵子（社内取締役）

なお、上記構成員の地位・担当については、「(1)会社役員の状況」に記載のとおりです。

#### ⑥役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額等

##### a. 役員ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	賞与	株式報酬	
取締役	374	187	133	53	10
監査役	80	80	—	—	6
計	455	267	133	53	16
(うち社外役員)	(64)	(64)	(—)	(—)	(8)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 非業務執行取締役1名は、賞与および株式報酬の支給対象ではありません。
3. 社外取締役および監査役は、賞与および株式報酬の支給対象ではありません。
4. 上記のうち株式報酬は、業務執行取締役4名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しております。
5. 役員退職慰労金制度は、2006年4月28日開催の取締役会において決議のうえ、2006年6月30日付で廃止しております。
6. 上記には、2024年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した業務執行取締役1名、社外取締役1名および監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

- b.当事業年度の取締役の個人別の報酬が上記①a.記載の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記⑥a.の表のとおり、当事業年度の取締役の報酬として、上記①a.記載の決定方針に従い、業務執行取締役に対してはa)固定報酬、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬、非業務執行取締役に対しては固定報酬を支給しております。また、決定方針の策定にも関与している、独立社外取締役を含む指名・報酬委員会が、同方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で取締役の個人別の報酬内容を全員一致で決定しているため、取締役会としては、当該決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職の状況および当社との関係については、前記「(1)会社役員の状況」に記載のとおりです。  
②社外役員の主な活動状況

### ・取締役 ナリン アドバニ

当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。

日本・シンガポール・インドを中心としたテクノロジー系企業の経営・投資の経験を通じ、AI・ロボット等の技術的知見に加え、アジア圏を中心としたグローバルビジネス等の幅広い知見を活かし、特に、当社の投資戦略やビジネスモデル変革に対し、グローバルな観点からの助言や意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会の全てに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的な意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

### ・取締役 池田 義典

当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。

国税庁における長年の業務経験や税理士、大学教授としての経験を通じた税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、国際課税分野における知見を活かした助言や意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会のすべてに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的に意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・**取締役 大崎 麻子**

当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。

国際連合での業務経験やジェンダー・スペシャリストとして、政府をはじめとした多数の要職を歴任し、多方面において、女性活躍を推進する活動に力を注いでおられる経験を活かし、当社のダイバーシティ推進を含むESG/サステナビリティ経営に対し、積極的に助言や意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。また、2024年6月の指名・報酬委員会の委員への就任以降、同委員会のすべてに出席し、社外の客観的かつ公正な立場から積極的に意見を述べるなど、当社役員の人事および報酬に関する審議・答申にあたり、重要な役割を果たしております。

・**取締役 片山 雄一**

2024年6月26日の就任以降開催の取締役会10回の全てに出席いたしました。

金融機関での長年の業務経験に加え、株式会社オリエンタルランドにおける長年の取締役の経験などから、財務・会計および経営者としての豊富な知見と経験を活かし、当社の経営に対し、積極的に助言や意見を述べるなど、当社の経営に対する助言および監督等に重要な役割を果たしております。

・**監査役 大石 正弥**

当事業年度開催の取締役会13回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

金融機関における長年の業務経験や、財務および会計に関する相当程度の知見ならびにシステム分野に関する知見を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、常勤監査役として当社の経営全般に対する的確な監査を行っております。

・**監査役 古城 春実**

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回および監査役会16回のうち15回に出席いたしました。

弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知見や経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

・**監査役 水口 啓子**

当事業年度開催の取締役会13回および監査役会16回の全てに出席いたしました。

金融機関および格付会社等での業務経験に加え、公認会計士・監査審査会や企業会計審議会の委員等の経験など、財務、企業会計、ガバナンス、開示に関する豊富な知見や経験を活かし、適宜、質問・意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。

## 4 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	94百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	131百万円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の財務情報開示に係る相談業務等についての対価を支払っております。  
3. 当社監査役会は、会計監査人 有限責任監査法人トーマツに対する第81期監査報酬等に関し、会社法第399条第1項および第2項に従い審議した結果、前期監査報酬の見積りと実績の対比、当期監査計画における監査時間・配員計画および報酬見積り、ならびにこれらに基づく監査報酬の前期からの変動額および変動割合は妥当であると認められたため、同意いたしました。  
4. 当社の会計監査人と同一のネットワーク・ファームに対し、当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（当社の会計監査人を除く）は、0百万円であり、その主な内容は、税務サービス業務です。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ①監査役会は、会計監査人の職務遂行の状況等から、解任または不再任が妥当と判断した場合は、議案の内容を決定した上で、「会計監査人の解任または不再任」および「会計監査人の選任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会は当該請求に従って、当該議案を株主総会に付議する。
- ②監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができる。

### 3. 第81期定時株主総会招集ご通知 に際しての法令および定款に基づく書面交付請求株主への交付 書面に含まれない事項

(会社法第435条第2項に基づく)

事業年度      自 2024年4月1日  
                  至 2025年3月31日

BIPROGY株式会社

# 第81回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく書面交付請求株主への 交付書面に含まれない事項

## 事業報告

- P. 1 会社の新株予約権等に関する事項  
P. 3 業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況の概要

## 連結計算書類

- P. 13 連結注記表

## 計算書類

- P. 32 個別注記表

# BIPROGY株式会社

当社は、第81回定時株主総会招集ご通知に際して、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきまして、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された

**新株予約権等の内容の概要** (2025年3月31日現在)

名 称	第2回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）	第5回新株予約権（株式報酬型）
保有人数			
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	1名（注1）	2名（注1）	2名
当社社外取締役	－名	－名	－名
当社監査役	－名	－名	－名
新株予約権の数	28個	46個	66個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,800株	4,600株	6,600株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2014年7月1日 ～2044年6月30日	2016年7月1日 ～2046年6月30日	2017年7月1日 ～2047年6月30日（注2）

（注1）付与当時、当社執行役員として付与したものです。

（注2）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名 称	第6回新株予約権（株式報酬型）	第7回新株予約権（株式報酬型）	第8回新株予約権（株式報酬型）
保有人数			
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	2名	2名	2名
当社社外取締役	－名	－名	－名
当社監査役	－名	－名	－名
新株予約権の数	42個	32個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,200株	3,200株	2,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日 ～2048年6月30日（注3）	2019年7月1日 ～2049年6月30日（注3）	2020年7月1日 ～2050年6月30日（注3）

（注3）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名 称	第9回新株予約権（株式報酬型）
保有人数	
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	2名
当社社外取締役	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	25個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日 ～2051年6月30日（注4）

（注4）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

**(2) 当事業年度中に当社使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

# 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
コンプライアンス徹底のための基本的枠組み	(1)コンプライアンスを統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス関連規程の策定</li><li>・役職員へのコンプライアンス教育</li><li>・内部通報窓口の設置・運営および通報者保護の徹底</li><li>・問題発生時の対応</li><li>・取締役会への活動状況の報告</li></ul> <p>(2)違反者には、懲戒規程等に基づき適正な処分を行う。</p> <p>(3)内部監査部門は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという）のコンプライアンス体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。</p>
適正な財務報告	金融商品取引法その他の関連法令に従い、適正な財務報告を行うための仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	関係不保持および助長行為の排除を方針とし、社内における当該方針および対応部門の周知徹底ならびに外部関係機関との連携を進める。
社外取締役の選任	取締役の職務の執行に関する監督機能強化のため、社外取締役を複数名選任する。
監査役による監査	監査役は、取締役の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監査する。

## 上記体制に関する運用状況の概要

### <コンプライアンス徹底のための基本的枠組み>

- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムを積極的に展開することで、グループ役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。また、匿名・記名を問わず利用できるコンプライアンス委員会事務局・監査役への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を社内外に設置するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報ならびに違反行為発覚時には、迅速かつ適切に対応し、違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。
- ・コンプライアンス推進責任者を対象に、コンプライアンス意識調査のフィードバックのためのオンライン・ミーティングを開催し、近時の当社グループにおけるコンプライアンス事案の共有、およびコンプライアンス違反の未然防止に向けた留意点等に関する意見交換を実施しています。
- ・USBメモリー紛失事案をふまえ、2024年度も、グループ各社にて組織単位でコンプライアンス実践に関する課題や想いを率直に共有する対話会(コンプライアンス車座会議)を実施しました。また、組織風土改善に向け、社外専門家の提言をふまえ、組織風土検証プロジェクトにおいて、各種施策に取り組んでいます。

これらの活動状況については、経営会議および取締役会において報告しています。

### <適正な財務報告>

- ・財務報告の正確性と信頼性を確保するため「適正な財務報告を行うための基本方針」を策定し、これに基づき財務報告を適正に実施しています。

### <反社会的勢力への対応>

- ・反社会的勢力排除のための取引先審査体制の整備や外部機関との連携により取引遮断を図るとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しています。

### <社外取締役の選任>

- ・全取締役の1/3以上にあたる4名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化を図っています。また社外取締役・監査役にその役割・機能を適切に発揮いただくため、2024年度は、グループ会社(ユニアデックス)役員と非業務執行取締役・監査役との意見交換会、独立社外取締役間の意見交換会、サービス運用拠点視察、DE&I・ジェンダー分野および当社の技術戦略に関する研修等を実施しています。

### <監査役による監査>

- ・2023年度の監査役監査の結果と2024年度の内外環境の変化をふまえた重点監査項目を定め、それに基づき監査役監査を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
情報管理体制	(1)取締役の職務執行に係る情報は、法令および文書管理に関して定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。 (2)取締役および監査役は、要請すれば、いつでもこれらの情報を閲覧できる。
上記体制に関する運用状況の概要	
<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の保存期間および保存場所等の情報管理に関し、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規程を策定しています。</li><li>・取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存および管理し、取締役や監査役の要請に応じていつでも情報提供できる体制を整備し、運用しています。</li></ul>	

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
リスク管理体制	<p>(1)リスク管理を統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失の危険(リスク)管理に関する規程の策定</li> <li>・リスクの発生を未然に防止するために必要な仕組みの構築・運営</li> <li>・有事における対応</li> <li>・リスク管理項目・体制の見直し</li> <li>・取締役会への活動状況の報告</li> </ul> <p>(2)内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。</p>
上記体制に関する運用状況の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とするリスク管理委員会を設置の上、社内規程に基づき、グループ全体のリスクを一元管理し適宜リスク管理項目の見直しを行いつつ、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応策を講じています。</li> <li>・中長期的なリスクマネジメント戦略として、「グループ全体のリスクマネジメント機能強化」、「グループ役職員のリスク管理能力向上」を重点施策としています。</li> <li>・経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会において重要案件のリスクについて審査を行っています。</li> <li>・チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を委員長とする「総合セキュリティ委員会」を設置し、サイバーセキュリティ戦略を策定のうえ、情報資産の適切な管理を実施しています。</li> <li>・CRMOを本部長とする「事業継続プロジェクト (BCP)」を設置し、有事の際に速やかに事業継続のための活動を開始できる体制・計画を整えています。</li> <li>・リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、事業継続プロジェクト (BCP) の各活動については、CRMOから経営会議および取締役会へ報告しています。</li> <li>・2024年度はリスクマネジメント機能強化の新たな取り組みとして、経営方針（2024-2026）達成に影響する中長期のリスクと機会について検討するワークショップを、役員・組織長を対象に実施しています。</li> <li>・USBメモリー紛失事案を受け設置した、CEOを本部長とする対策本部を継続し、恒久的な再発防止策を実施しています。さらに、中長期的なサイバーセキュリティ戦略として、常に世界最高水準の情報セキュリティレベルを目指すべく、セキュリティルール遵守の徹底、情報取扱いの適切な運用の推進、サイバー攻撃の標的となりうるセキュリティ要件実装不備の防止を重点施策として推進しています。</li> </ul>	

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
経営の監督と執行の分離および権限委譲	迅速かつ効率的な職務執行を適正に行うため、以下の事項を行う。 ・執行役員制度および業務執行役員制度の導入 ・経営会議・委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化 ・事業の重要性に応じた決裁制度の構築および適切な権限委譲 ・経営計画を策定し、その進捗の状況を取締役会で確認する
上記体制に関する運用状況の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図るため、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しています。</li> <li>・業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、取締役を兼務する執行役員等で構成される経営会議を設置しています。</li> <li>・個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種専門委員会を設置しています。</li> <li>・2020年度に新設したサステナビリティ委員会、ソーシャル委員会、環境貢献委員会の関与のもと、グループ全体におけるSDGs経営とESG経営への取り組みをより推進し、活動状況については経営会議および取締役会へ報告しています。</li> <li>・一段組織長の権限を超える案件の意思決定のため、稟議項目や決裁レベルを定めた稟議規程に基づく決裁制度を運用しています。</li> <li>・2024年度からの3ヵ年を対象期間として策定した経営方針（2024-2026）に沿った経営をするとともに、進捗状況を取締役会で定期的に報告・議論しています。</li> </ul>	

5. 当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制	
グループ会社管理の枠組み	<p>当社およびグループ各社の業務の適正を確保し、グループとしての企業価値向上を図るため、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ会社毎に担当主管部門を設置</li> <li>・主管部門の職責等に関する規程の整備</li> <li>・出資者としての法的または契約上の権利行使によるグループ各社に対する適切な管理および支援</li> </ul>
グループ・コンプライアンス体制	<p>(1) グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を設置し、これら責任者が相互に連携して活動を行う。</p> <p>(2) グループ各社が利用可能な内部通報窓口を設置する。</p>
当社およびグループ各社に対する内部監査	<p>内部監査部門は、当社およびグループ各社の業務執行における統制状況を監査し、必要に応じ、改善に向けた指摘・提言を行う。</p>

## 上記体制に関する運用状況の概要

### <グループ会社管理の枠組み>

- ・当社およびグループ会社の経営効率の向上と経営理念の統一化を図るため、グループ会社毎の主管部署を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づくグループ会社管理を行っています。
- ・各グループ会社の主管部長は、関連スタッフ部門の協力を得て、差入役員等を通じた適切な連結経営体制の構築・維持、内部統制の整備・運用およびリスク管理を実施しています。また、毎年、新任の差入役員およびグループ会社の主管部長を対象に教育研修を実施し、グループ会社管理の実効性向上に努めるとともに、主管部長を通じて、主要なグループ会社の内部統制システム整備状況を確認しています。
- ・ハイブリッドワークなど新しい働き方の下、対面コミュニケーション機会の減少によりコンプライアンス違反の予兆を把握しにくい状況も生じています。職務分離をはじめとする不正が起こりにくい内部統制体制を構築・運用し、その運用状況をグループ会社の監査役監査や当社内部監査部門による監査等を通じて定期的にモニタリングすることで、問題の早期発見とともに、内部統制体制の継続的改善に努めています。

### <グループ・コンプライアンス体制>

- ・出向者・派遣社員を含むグループの役職員が利用可能なホットラインの設置を含め、グループ全体を対象にコンプライアンス・プログラムを実施しています。2019年度からはベトナム子会社に専用ホットラインを導入し、運用を開始しています。また、コンプライアンスに関するモニタリング（意識調査）の実施頻度を毎年2回とし、よりこまめなコンプライアンスリスクの把握に努めています。さらに、グループ各社のCCOを集めたCCO会議においてグループにおけるコンプライアンス事案と再発防止策を共有する等、グループ全体の意識向上に努めています。
- ・グループ役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底にあたっては、CCOによる定期的なメッセージ発信のほか、関連規程やガイドブックの充実、グループ役職員への教育研修・意識啓発などの取り組みを実施しています。
- ・グループ各社において法令や社内規程違反が明らかになった場合、速やかに是正措置と再発防止策を講じています。また、当該措置が適切に機能しているかを検証し、必要に応じて追加の是正措置等を講じています。

### <当社およびグループ各社に対する内部監査>

- ・内部監査計画に基づき、主要な子会社に対する監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、監査の状況を当社経営会議および取締役会に報告しています。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における  
当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助体制

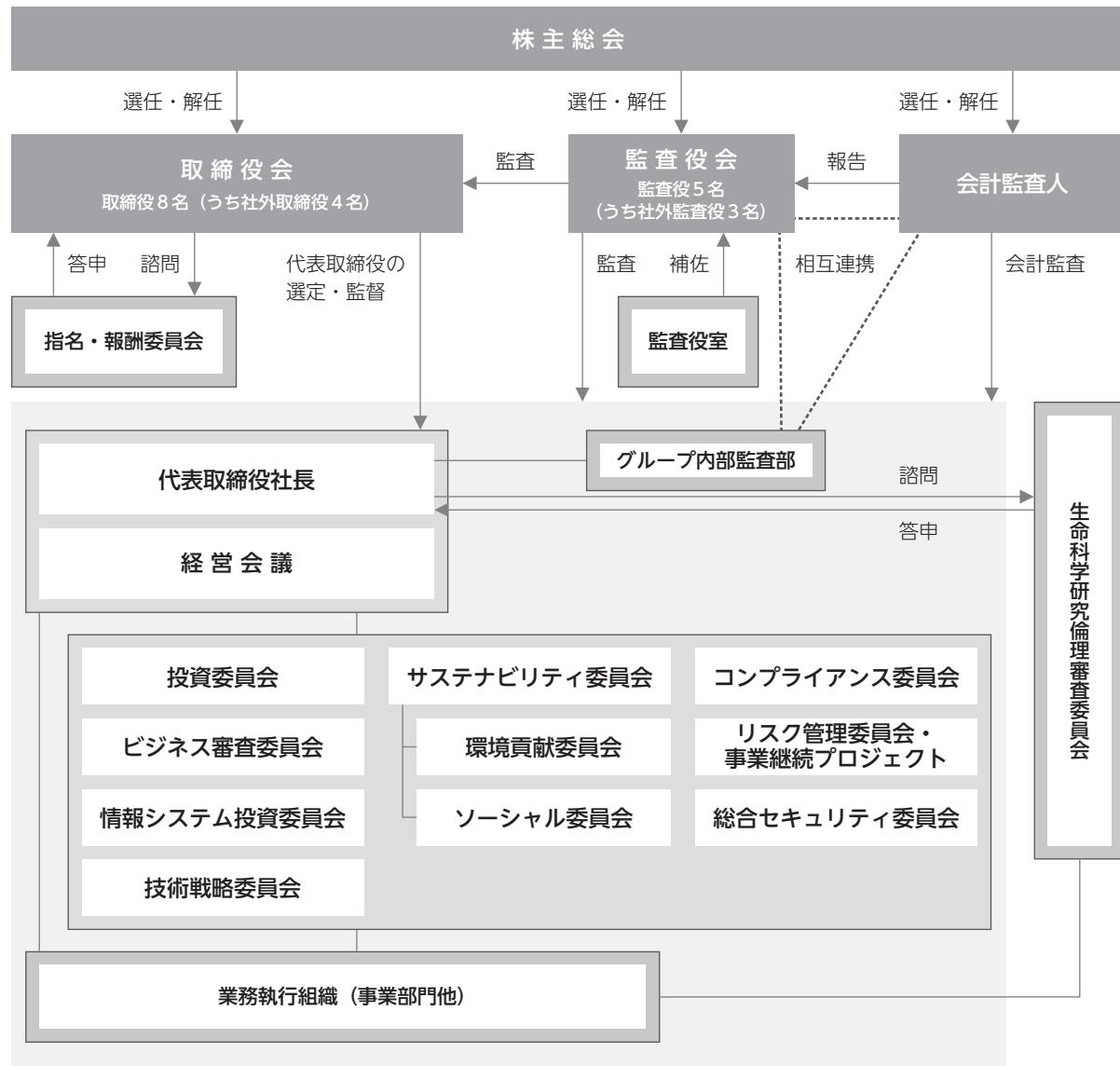
- (1)監査役の指揮命令に従って監査業務を補佐する組織を設置し、専任の使用人を配置する。  
(2)監査役業務を補佐する使用人の人事については監査役会の同意を要する。

**上記体制に関する運用状況の概要**

- ・監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、監査役会の同意を得て、専任の室長1名を含む適正な人数の職員を配属しています。

7. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
監査役(会)への報告に関する体制	(1)取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。 (2)当社グループの役職員が当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができるよう、内部通報制度を設置するとともに通報者を保護する仕組みを設ける。
その他監査の実効性確保に向けた体制	(1)監査役は、当社取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役が要請した文書等は、直ちに提供される。 (2)監査役は、定期的または必要に応じ、役職員等よりグループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。 (3)監査役・監査役会は、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を図り、効果的な監査を行う。 (4)監査役は、グループ各社の監査役と連携してグループ会社の管理およびグループ監査が実効的に行われることを確保する。 (5)監査役の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。
上記体制に関する運用状況の概要	
<p>&lt;監査役(会)への報告に関する体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役会は、各取締役から「業務執行確認書」を取り付け、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、直ちに監査役(会)に報告がなされたかを各取締役に確認しています。</li> <li>・監査役会は、監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を設置するとともに、公益通報者保護法をふまえ、通報者保護の仕組みを強化し報告者への不利益な取り扱いを禁止しています。</li> </ul> <p>&lt;その他監査の実効性確保に向けた体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しています。また、稟議書等の重要書類を監査役に回付しています。</li> <li>・監査役は、社長その他の取締役や重要な使用人に対し、隨時ヒアリングを実施しています。</li> <li>・監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、リスク管理状況や重点監査項目等について意見交換を行うとともに、公認会計士・監査審査会等のレビュー結果の確認を行っています。</li> <li>・常勤監査役は、グループ内部監査部と情報共有を行い、必要な意見交換を行っています。</li> <li>・監査役は、適宜、グループ会社の往査を実施するとともに、四半期に一度主要なグループ会社の監査役から監査役監査の定期報告を聴取し、グループの管理・統制状況を確認しています。</li> </ul>	

(ご参考)コーポレートガバナンスおよび内部統制の体制模式図(2025年4月1日現在)



## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

ユニアデックス(株)

UEL(株)

当連結会計年度において、iByte Solutions SDN. BHD.は株式の取得、Nexus System Resources Co., Ltd.は株式の追加取得、Nexus System Resources Holdings Co., Ltd.は設立によりそれぞれ新たに連結の範囲に含めております。テック・ビューディング(株)は清算終了により、キャナルグループ(株)は吸収合併によりそれぞれ連結の範囲から除外しております。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 17社

主要な会社等の名称

キャナルペイメントサービス(株)

紀陽情報システム(株)

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AXXIS CONSULTING (S) PTE. LTD.等12社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ① 金融商品の評価基準及び評価方法

###### (i) 金融資産

###### (a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて測定するものに分類された場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、取引価格により測定しております。

###### (b) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を、(i)償却原価で測定する金融資産、(ii)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、(iii)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

###### (i) 債却原価で測定する金融資産

当社グループでは、以下の条件をともに満たす金融商品を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を当該金融資産の保有目的としている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法を用いて帳簿価額を算定し、利息相当額は連結損益計算書の金融収益に含まれております。

(d) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化を目的として保有する株式等の資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として取消不能な指定を行っております。

当該金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益で認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、金融収益として純損益に認識しております。

(e) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当該金融資産は、当初認識後は公正価値により測定し、変動額を金融収益又は金融費用として純損益に認識しております。

(c) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の減損については、個別又は集合的に予想信用損失を認識し、貸倒引当金を計上しております。

当社グループでは、期末日ごとに金融商品に係る信用リスクが当初認識以降著しく増大したかどうかを評価しております。その結果、信用リスクが著しく増大していると評価された金融商品は、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として計上しております。それ以外のものは、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として計上しております。

なお、重要な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権、契約資産については、回収期間が短期のため、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として計上しております。

予想信用損失の認識にあたっては、以下の点を考慮しております。

- ・取引先の経営状態
- ・取引先の破産又は財政的再編の可能性
- ・過去の貸倒損失計上実績

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合には、貸倒引当金を戻入れ、純損益として認識しております。

なお、当社グループでは、信用リスクにより金融資産が減損している場合、直接償却は行わず、貸倒引当金勘定により処理しております。

(e) デリバティブ

当社グループは、認識されている金融負債及び将来の取引に関する為替変動リスク等の回避又は低減を目的として、為替予約等のデリバティブを利用してあります。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は、期末日の公正価値で再測定しております。

なお、当社グループでは、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引はありません。

( ii ) 金融負債（デリバティブを除く）

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、(イ)金融負債を償却原価で測定する金融負債又は(ロ)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

当社グループは、金融負債を当該金融商品の契約の当事者となる取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は、純損益を通じて測定するものに分類された場合を除き、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(イ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。なお、デリバティブを除く金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定したものはありません。

(ロ) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失については、当期の純損益として認識しております。

(c) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に金融負債の認識を中止しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額としております。取得原価は、商品及び製品は主として移動平均法、仕掛品、原材料及び貯蔵品は個別法、保守サービス用部品は利用可能期間（5年）に基づく定額法により算定しております。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産除去及び原状回復費用の当初見積額が含まれております。

減価償却費は、土地等の償却を行わない資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

・建物及び構築物 4年～50年

・機械装置及び運搬具 5年

・工具、器具及び備品 2年～5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、期末日において見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 無形資産の償却方法

無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

償却費は、耐用年数を確定できない無形資産を除き、見積耐用年数にわたって、定額法で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- |         |        |
|---------|--------|
| ・ソフトウェア | 3年～10年 |
| ・その他    | 5年     |

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、期末日において見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ リース

契約がリースか否かについては、契約の形式によらず、取引実態に応じ、以下の観点から判定しております。

- ・使用する資産の特定
- ・特定された資産を使用する権利の移転の有無

リースと判定された契約については、リース開始日に使用権資産とリース負債を計上しております。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コストやリース契約に基づき要求される原状回復費等を加算した額を取得価額とし、原資産の見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって定額法により減価償却しております。

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値により当初測定を行っております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるよう、金融費用とリース負債元本の返済部分に配分し、金融費用は、連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費とは区分して表示しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって定額法により費用処理しております。

⑥ のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦ 資産の減損

( i ) 非金融資産の減損

当社グループは、毎期末において棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候があると判断された場合には、減損テストを実施しております。また、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎年同じ時期に減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位ごとに行っており、回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、回収可能価額を零として算定しております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

企業結合により取得したのれんは、統合シナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合に純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識された減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

過年度に認識した減損損失は、損失の減少又は消滅を示す兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を上回った場合に戻し入れを行っております。戻し入れの限度額は減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を上限としております。ただし、のれんについては、減損損失の戻し入れを行っておりません。

( ii ) 持分法で会計処理されている投資の減損

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額に含まれるのれんは、区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資に減損の兆候が認められる場合は、投資全体の帳簿価額を回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

⑧ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来的キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

( i ) 資産除去債務

資産除去債務は、主に事務所関連の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えるため、過去の実績に基づき、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

( ii ) 請負開発損失引当金

請負開発損失引当金は、ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、将来発生が見込まれる損失見込相当額を計上しております。損失見込相当額は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見積りの見直しによって、損失見込相当額の見積りに重要な影響を与える可能性があります。なお、経済的便益の流出が予測される時期は、主に各連結会計年度末日より1年以内になることが見込まれております。

⑨ 従業員給付

(i) 退職後給付

当社及びユニアデックス株は、退職後給付制度として、確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度及び退職金前払制度（確定拠出年金制度との選択制）を設けております。

その他の子会社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(a) 確定給付型退職後給付

確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

(b) 確定拠出型退職後給付

確定拠出型の退職後給付に係る拠出額は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(c) 複数事業主制度

一部の子会社では、確定給付制度である複数事業主制度による総合型の企業年金基金に加入しておりますが、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、確定拠出制度と同様の処理を行っております。

(ii) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しております。

当社グループが、従業員が過去に提供したサービスの対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的債務を負っており、かつ、その金額が信頼性をもって見積り可能な場合に、各制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

⑩ 売上収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引について、他の基準で定められている場合を除き、以下のステップに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で売上収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

また、顧客との契約を履行するためのコストのうち、回収が見込まれるものについては、資産として認識し、当該資産に関連する財又はサービスの顧客への移転と整合的で規則的な方法により償却しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

### ( i ) システムサービス

ソフトウェアの請負開発契約については、開発中のシステムを他に転用できず、かつ完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有するため、完成までに要する総原価及び履行義務の充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合には、進捗度の測定に基づき売上収益を認識しております。進捗度の測定は、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアンド・バリュー法等を用いております。

完成までに要する総原価及び履行義務の充足に向けた進捗度を合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる原価と同額を売上収益として認識しております（原価回収基準）。

主にソフトウェア請負開発契約について、報告日時点において完了しているものの、顧客に請求する日より先に認識された売上収益に対応する金額は、契約資産として認識しております。

SEサービスについては、成果物の定めのない技術支援サービスであり、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合、又はサービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。

コンサルティングについては、新たなビジネスモデルの検討や業務改善、ITソリューション導入等のサービスを提供しており、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。

### ( ii ) サポートサービス

ソフトウェア・ハードウェアの保守サービスについては、顧客の希望に応じて1日24時間・1年365日の、システムの高可用性を支援するサービスであり、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合によるアウトプット法を用いております。

導入支援については、機器の据付調整・作業確認、システム構築に必要な当社提供プログラムの導入等を行っており、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスの提供に係る作業工程に基づき、完了した作業工程が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアウトプット法を用いております。

### ( iii ) アウトソーシング

アウトソーシングサービスについては、当社が資産を保有した上で顧客の希望に応じて保守運用等を行うサービスであり、主に当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合又はサービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。なお、サービスの提供単位に応じて請求する一部のサービスについては、サービス提供を完了し請求可能となった時点、他社が提供するSaaS利用権の販売については、顧客への利用権引渡し、サービス開始日等支配が顧客へ移転した時点で売上収益を認識しております。

(iv) ソフトウェア

ソフトウェアに区分される取引は、ソフトウェアの使用許諾契約によるソフトウェアの提供等です。

ソフトウェアの提供は、ライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利の供与に該当するため、一時点で充足される履行義務であり、顧客への製品引渡し、検収の受領等支配が顧客へ移転した時点で売上収益を認識しております。

(v) ハードウェア

機器の売買契約等を行っております。

サーバー等のハードウェアを顧客への製品引渡し、検収の受領、契約上の受け渡し条件を充足した時点で売上収益を認識しております。

ハードウェア販売とサポートサービスなど、複数の財又はサービスを提供する複数要素取引に係る売上収益については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、取引価格を主に予想コストにマージンを加算するアプローチにより見積もった独立販売価格に基づき配分しております。

⑪ 外貨換算

(i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については、期末日の為替レート、収益、費用及びキャッシュ・フローについては対応する期間の平均為替レートを用いて表示通貨に換算しております。在外営業活動体の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑫ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合や企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得される可能性が高くなかった部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定又は実質的に制定されている税率又は税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時にを行うことを意図している場合に相殺しております。

当社及び国内の100%出資子会社は、それぞれの法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行うグループ通算制度を適用しております。

なお、当社グループは、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関して、認識及び情報開示に対する例外を適用しております。

#### (会計方針の変更)

当連結会計年度において、以下の会計基準を新たに適用しております。

基準書	基準名	基準の内容
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

## 2. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要とされております。

見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の連結会計期間において認識されます。

連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

### ① 金融商品の公正価値測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した公正価値で測定する金融資産の金額は、25,650百万円であります。

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を測定する際に、観察不能なインプットを含む評価技法を用いております。

観察不能なインプットは、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### ② 非金融資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ13,056百万円、20,647百万円、2,539百万円及び33,592百万円であります。

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成されるものとして識別される資産グループの最小単位に基づきグループングを行い、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### ③ 確定給付制度債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産、退職給付に係る負債の金額は、それぞれ2,784百万円、7,380百万円であります。

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しております。各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率及び死亡率等の様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社グループでは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### ④ 引当金の認識・測定における判断及び見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、流動負債1,066百万円、非流動負債3,713百万円であります。

当社グループは、資産除去債務や請負開発損失引当金等の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。これらの引当金は、期末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の見積りに基づいて計上しております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起り得る結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### ⑤ 履行義務の充足に係る進捗度の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上したシステムサービスセグメントの売上収益の金額は、130,433百万円であります。

当社グループは、履行義務の充足に係る進捗度の測定について、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアーンド・バリュー法等を用いております。

アーンド・バリュー法等による進捗度の測定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しが進捗度の測定に重要な影響を与える可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### ⑥ 繼延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、12,341百万円であります。

連続して複数の連結計算書類における累積税金資産は、将来の課税所得の発生を前提としており、累積税金資産は、将来減算一時差異等を利用してできる課税所得が発生する範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断は、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額の見積りを前提としております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 連結財政状態計算書に関する注記

### (1) 資産から直接控除した貸倒引当金

販賣から直接控制した販售引当金  
営業債権及びその他の債権 44百万円

#### ■未償済及び その他の金融資産

他の金融資産  
流動 40百万円

流動  
非流動

304百万円  
42,471百万円

## 一詞減價

.., 471 台刀」  
武場場主甲計

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 304百万円  
12,471百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

#### 4. 連結持分変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	109,663	—	9,000	100,663	(注)
合 計	109,663	—	9,000	100,663	
自 己 株 式					
普 通 株 式	9,101	2,454	9,074	2,481	(注)
合 計	9,101	2,454	9,074	2,481	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少9,000千株は、自己株式の消却<sup>(※2)</sup>によるものであります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,454千株は、取締役会決議に基づく取得<sup>(※1)</sup>、単元未満株式の買取及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく無償取得によるものであります。  
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,074千株は、自己株式の消却<sup>(※2)</sup>、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。  
 4. 自己株式には従業員向け株式交付信託が保有する自己株式102千株が含まれております。

(※1) 2024年7月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年7月30日に自己株式を取得しております。

- (1) 取得した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得した株式の総数 : 2,448,500株
- (3) 株式の取得価額の総額 : 11,187,196,500円
- (4) 取得日 : 2024年7月30日
- (5) 取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3)  
による買付

(※2) 2024年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月30日付で、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行っております。

- (1) 消却した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却した株式の総数 : 9,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合8.2%)
- (3) 消却実施日 : 2024年8月30日
- (4) 消却後の発行済株式総数 : 100,663,524株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,530	55円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月1日 取締役会	普通株式	4,907	50円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,897	60円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

198千株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して資本管理を行っております。当社グループは、資本管理の指標として親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）を用いており、適宜モニタリングを行っております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

#### ② 財政上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）に晒されております。

当社グループでは、当該リスクの回避又は低減のため、内規に基づきリスク管理を行っております。また、デリバティブ取引については、内規に基づき、実需の範囲内において行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ③ 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被る信用リスクに晒されており、その内容は、以下のとおりであります。

##### (i) 営業債権及びその他の債権、契約資産

営業債権及びその他の債権、契約資産については、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に基づき、取引先の信用状況に関する社内審議・承認のプロセスにより決済条件や取引限度額を設定するとともに、定期的に信用状況の確認を行っております。未収入金等その他の債権については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどは短期間で決済されるものであります。

なお、当社グループでは、特定の取引先に対して過度に集中した信用リスクを有しておりません。

##### (ii) デリバティブ

デリバティブは、取引相手である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、取引は信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは限定的であると判断しております。

連結財政状態計算書に表示されている「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」の減損後の帳簿価額は、担保等の信用補完を考慮に入れない、当社グループの信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに係るエクspoージャーに関し、担保として保有する物件及びその他信用補完するものはありません。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価に際しては、期日経過情報のほか、利用可能かつ合理的に裏付け可能な情報を考慮しております。また、債務者からの弁済条件見直しの要請、債務者の深刻な財政難、債務者の破産等による法的整理の手続の開始等があった場合には、信用減損金融資産としております。

#### ④ 流動性リスク管理

営業債務や借入金等の金融負債は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、中長期的な資金計画の策定により手元流動性の状況を把握し、状況に応じた適切な手元流動性の確保に努め、流動性リスクを管理しております。

また、キャッシュ・マネジメントシステムの導入により、グループ資金を集中的かつ効率的に管理す

ることに加え、金融機関より随時利用可能な特定融資枠（コミットメント・ライン）契約の締結やコマーシャル・ペーパーの発行により、流動性リスクの低減を図っております。

⑤ 市場リスク管理

( i ) 為替変動リスク

当社グループは、ユニシス・コーポレーション製のコンピュータ等海外製品の輸入販売を行っておりことから、営業債務の一部は為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用することにより当該リスクの低減を図っております。

( ii ) 金利変動リスク

当社グループは、事業活動上必要とされる資金の一部を外部より調達しておりますが、変動金利により資金を調達する場合には、金利変動リスクに晒されます。当該リスクに対しては、必要に応じて金利スワップ取引を利用することによりリスクの低減を図る方針であります。

( iii ) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、そのうち、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、保有について定期的にその合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、公正価値ヒエラルキーをレベル1からレベル3まで分類し、以下のように定義しております。

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、その振替が発生した報告期間の末日に認識しております。

レベル1 – 活発な市場における同一資産又は負債の市場価格

レベル2 – レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格を使用して算出した公正価値

レベル3 – 観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

（営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済され、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

#### (その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式等活発な市場における価格のあるものは、期末日の市場価格を公正価値としており、レベル1に分類しております。また、株式等のうち、活発な市場における価格が存在しない場合は、類似企業比較法又は純資産に基づき算定しており、レベル3に分類しております。

類似企業比較法による公正価値の測定は、EBITDA及び類似企業のEBITDA倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。純資産に基づく公正価値の測定は、発行会社の純資産を基礎とし、必要に応じてその金額を修正して算定しております。

レベル3に分類される金融商品は、当社グループの担当部門が当社で定めた評価方法及び手続きに従い、評価方法の決定及び評価を実施しております。その結果については、適切な役職者によりレビュー及び承認を受けております。

デリバティブは、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2に分類しております。

その他の金融商品については、観察可能な取引価格に基づき算定しており、レベル2に分類しております。

#### (借入金)

短期借入金は、公正価値が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率により割引いた現在価値を公正価値としており、レベル2に分類しております。

#### ② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、長期借入金以外の金融商品については、帳簿価額が公正価値に近似しているため、注記の対象から除外しております。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
(負債) 長期借入金	17,375	17,327
合計	17,375	17,327

(注) 1年内に返済予定の金額を含んでおります。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替は行われておりません。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(資産) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の金融資産 デリバティブ資産	—	25	—	25
出資金	—	—	9,571	9,571
その他	0	280	680	961
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の金融資産 株式	9,696	—	5,358	15,054
その他	36	—	0	36
合計	9,732	306	15,610	25,650
(負債) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 デリバティブ負債	—	11	—	11
合計	—	11	—	11

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分

1,721円81銭

基本的1株当たり当期利益

272円65銭

希薄化1株当たり当期利益

272円03銭

(注) 1株当たり情報の算定において、当社が設定する従業員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末普通株式数及び期中平均普通株式数より当該株式数を控除しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

① 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

顧客との契約から認識した収益	403,262
その他の源泉から認識した収益	748
合計	404,010

(注) その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」）に基づくオペレーティング・リース収益であります。

② 顧客との契約による収益の認識時期による分解と報告セグメントとの関連

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	システム サービス	サポート サービス	アウト ソーシング	ソフト ウェア	ハード ウェア		
一時点で移転される財 又はサービス	—	—	17,356	45,087	66,655	1,118	130,217
一定期間にわたり移転 するサービス	130,433	58,355	73,226	—	—	11,028	273,044
合計	130,433	58,355	90,583	45,087	66,655	12,147	403,262

### (2) 契約残高

契約資産は、主にソフトウェア請負開発契約について、報告日時点において完了しているものの、請求されていない対価に対して計上しております。

契約負債は、主に顧客からの前受対価に関するものであります。

顧客との契約から生じた債権及び認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていたものは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	77,384
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	80,448
認識した収益のうち期首の契約負債残高に含 まれていたもの	17,129

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	148,808
1年超	140,603
合計	289,411

(4) 契約コスト

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した重要な資産はありません。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年3月27日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。決算日後に取得した自己株式は、以下のとおりであります。

(1) 2025年3月27日開催の当社取締役会における決議内容

- ① 取得株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得する株式の総数 : 2,500,000株 (上限)  
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する比率2.5%)
- ③ 株式の取得価額の総額 : 100億円 (上限)
- ④ 取得期間 : 2025年5月1日から2026年2月27日
- ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の取得状況（2025年5月9日現在）

- ① 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 : 53,600株
- ③ 取得価額の総額 : 290,354,600円
- ④ 取得期間 : 2025年5月1日から2025年5月9日
- ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### デリバティブ

時価法

##### 棚卸資産

商品（販売用コンピュータ）

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 営業用コンピュータ

営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。

なお、主な耐用年数は5年であります。

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

工具器具備品 2年～20年

##### ソフトウェア

市場販売目的の

ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。

見込利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。

##### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

システムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

請負開発損失引当金	ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。
退職給付引当金 (前払年金費用)	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。
投資損失引当金	関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。
(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(5) 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点において、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑩ 売上収益の計上基準」に記載のとおりであります。
(6) 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した事業年度及び将来の事業年度において認識されます。

翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を与える可能性がある勘定科目は、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「前払年金費用」、「請負開発損失引当金」、「売上高」、「繰延税金資産」であり、このうち、「売上高」を除く計上額は、当事業年度の貸借対照表に区分掲記しております。また、当事業年度に計上したシステムサービスセグメントの売上高は、99,915百万円であります。

なお、見積りの内容は、「連結注記表2. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」の内容と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- |                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                   | 37,127百万円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 |           |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権                   | 8,255百万円  |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務                   | 5,271百万円  |

### 5. 損益計算書に関する注記

- |  |           |
|--|-----------|
| (1) 関係会社との取引高  |           |
| 売上高  | 17,009百万円 |
| 仕入高  | 32,824百万円 |
| 営業取引以外の取引高   | 11,838百万円 |
| (2) 抱合せ株式消滅差益  |           |
| 当事業年度において計上した抱合せ株式消滅差益36百万円は、当社の子会社であったキャナルグループ(㈱)を吸収合併したことによるものであります。 |           |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式 普通株式	9,100	2,454	9,074	2,480	(注)
合計	9,100	2,454	9,074	2,480	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,454千株は、取締役会決議に基づく取得<sup>\*</sup>、譲渡制限付株式報酬制度に基づく無償取得及び単元未満株式の買取によるものであります。  
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,074千株は、自己株式の消却<sup>\*</sup>、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。  
 3. 自己株式の当事業年度末株式数には従業員向け株式交付信託が保有する自己株式102千株が含まれております。

\* 取締役会決議に基づく取得及び自己株式の消却の内容については、「連結注記表4. 連結持分変動計算書に関する注記」に記載しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の主な原因別内訳

#### ・總延税金資産

未払賞与	2,297百万円
減価償却超過額	3,358百万円
減損損失	487百万円
棚卸資産評価損	79百万円
未払事業税・事業所税	242百万円
資産除去債務	1,535百万円
投資損失引当金	106百万円
請負開発損失引当金	22百万円
貸倒引当金	537百万円
無償サービス費引当金	11百万円
その他	2,537百万円
總延税金資産小計	11,216百万円
評価性引当額	△2,920百万円
總延税金資産合計	8,295百万円
・總延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,107百万円
前払年金費用	△4,354百万円
その他	△979百万円
總延税金負債合計	△8,441百万円
・總延税金資産（負債）の純額	△145百万円

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### (3) 法人税等の税率の変更による總延税金資産及び總延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことと併い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなっております。

そのため、2026年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異等に係る總延税金資産及び總延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し、計算をしております。

なお、この変更により、總延税金資産（總延税金負債の金額を控除した金額）は21百万円減少しており、法人税等調整額が67百万円、その他有価証券評価差額金が88百万円それぞれ減少しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ユニアデックス(株)	所有直接 100%	ネットワーク、サポートサービスの委託 役員の兼任	営業取引 (注)1,3① 資金の貸付 (注)2,3②	25,950 8,593	買掛金他 (注)1,3① 貸付金 (注)3②	2,145 —
子会社	Emellience Partners(株)	所有直接 100%	共創的事業創出 役員の兼任	資金の貸付 (注)2,3②	4,274	貸付金 (注)3②,4	4,326

(注) 1. 上記取引金額には消費税等は含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

2. 資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 価格その他取引条件は、当社グループの事業戦略における位置付け等を勘案し、交渉の上で決定しております。

② 貸付金利率については、市場金利を勘案して決定しております。

4. 貸倒引当金1,400百万円を計上しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,584円39銭

1株当たり当期純利益 200円91銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 200円45銭

(注) 1株当たり情報の算定において、当社が設定する従業員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末普通株式数及び期中平均普通株式数より当該株式数を控除しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑩ 売上収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. 企業結合等に関する注記

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるキャナルグローブ(株)を吸収合併することを決議し、2024年12月1日に吸収合併いたしました。

### (1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：キャナルグローブ(株)

事業の内容：情報システムの企画、設計、開発、販売、賃貸、運用等および情報システム等を利用した情報処理、情報提供、商取引、決済処理、アウトソーシング等各種サービス

- ② 企業結合日

2024年12月1日

- ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、キャナルグローブ(株)を消滅会社とする吸収合併

- ④ 結合後企業の名称

BIPROGY(株)

- ⑤ 企業結合を行った主な理由

当社は経営方針（2024-2026）において、成長事業戦略の一つにグローバルを掲げ、ASEAN主要国におけるビジネスの展開と北米等マーケットへの参入を見据えたアプローチの強化を図っております。当社は2017年4月にキャナルグローブ(株)を設立し、海外事業を展開して参りましたが、同社を吸収合併することで海外事業の一層の加速・効率化を推進いたします。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しており、損益計算書の特別利益において、抱合せ株式消滅差益36百万円を計上しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 第81期 附屬明細書（計算書類関係）

事業年度 自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月31日

B I P R O G Y 株式会社

## 第 81 期 附 屬 明 細 書 目 錄

頁

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	2
3. 販売費及び一般管理費の明細	3

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	百万円 4,965	百万円 523	百万円 0	百万円 789	百万円 4,698	百万円 10,904
	構築物	84	—	—	63	21	434
	営業用コンピュータ	5,286	*1 1,670	9	1,810 *3 (1)	5,136	21,593
	工具器具備品	1,061	241	0	109	1,193	3,829
	土地	599	—	0	—	598	
	リース資産	101	—	1	79	20	367
計		12,098	2,435	12	2,852	11,669	37,127
無形固定資産	ソフトウェア	27,683	*2 8,905	646 *3 (481)	5,789	30,152	
	リース資産	94	—	—	87	7	
	その他の	12	—	—	—	12	
	計	27,790	8,905	646 *3 (481)	5,877	30,172	

\*1 主なものは、アウトソーシング用コンピュータであり、期中に納入し稼働を開始したものです。

\*2 主なものは、アウトソーシング用ソフトウェアの開発によるものです。

\*3 「当期減少額」および「当期償却額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額です。また、有形固定資産の「減価償却累計額」欄に減損損失累計額を含めて記載しております。

## 2. 引当金の明細

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	305	1,400	0	1,705
無償サービス費引当金	34	37	34	37
請負開発損失引当金	275	75	275	75
投資損失引当金	1,197	31	890	338

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
販 売 促 進 費	620	百万円
営 業 支 援 費	2,423	
広 告 宣 伝 費	1,017	
交 際 費 ・ 会 議 費	365	
旅 費 及 び 交 通 費	891	
通 信 費	212	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△0	
役 員 報 酬	455	
従 業 員 給 与 手 当	19,464	
退 職 給 付 費 用	921	
福 利 厚 生 費	377	
ス タ ッ フ 業 務 委 託 費	1,153	
賃 借 料	1,329	
事 務 所 管 理 費	1,269	
事 務 機 械 化 費	7,135	
研 究 開 発 費	4,597	
事 業 税	803	
事 業 所 税	146	
そ の 他	1,792	
計	44,976	

## 5. 第81期 附属明細書（事業報告関係）

事業年度 自 2024年 4月 1日  
至 2025年 3月31日

B I P R O G Y 株式会社

## **他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況**

事業報告13ページおよび14ページに記載のとおりです。

以 上

## 6. 独立監査人の監査報告書

事業年度      自 2024年 4月 1日  
                  至 2025年 3月31日

B I P R O G Y 株式会社

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

B I P R O G Y 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
公認会計士 奥 津 佳 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員  
公認会計士 吉 崎 肇  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、B I P R O G Y株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、B I P R O G Y株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

B I P R O G Y 株式会社

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
公認会計士 奥 津 佳 樹  
業務執行社員

指定有限責任社員  
公認会計士 吉 崎 肇  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、B I P R O G Y株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、B I P R O G Y株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

B I P R O G Y 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 津 佳 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 崎 肇

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B I P R O G Y 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

B I P R O G Y 株式会社

監査役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥 津 佳 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 崎 肇

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、B I P R O G Y 株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 7. 監査役および監査役会の監査報告書

事業年度      自 2024年4月1日  
                  至 2025年3月31日

BIPROGY株式会社

# 監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通並びに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。調査、報告は監査役会で設定した4項目の重点監査項目を踏まえて実施、受領いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築並びに運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価並びに監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実行されており、また、対処すべき課題として組織風土の改善への取り組みがなされていることを確認しております。今後も再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて周知徹底され、その実行状況を引き続き注視してまいります。

また、社会的価値と経済的価値を創出する企業グループへの変革を目指す当社グループが対処すべき諸リスクは、多様化・複雑化してきております。当社グループにおけるリスク管理の高度化、グループ会社の運営管理体制を含めた内部統制システムの強化に向けた取り組みについて引き続き監視および検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべきリスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以上

2025年5月14日

BIPROGY 株式会社

常勤監査役

古林 幹教

# 監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通並びに情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。調査、報告は監査役会で設定した4項目の重点監査項目を踏まえて実施、受領いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築並びに運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価並びに監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実施されていることを確認いたしました。また同事案を通じ認識されたコンプライアンスや組織風土に係る課題についても改善への取り組みがなされております。今後再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて徹底され、その定着状況等を取締役が適切に把握し監督していることを注視してまいります。

また、社会的価値と経済的価値を創出する企業グループへの変革を目指す当社グループが対処すべきリスクは、多様化・複雑化しており、今後当社グループにおけるリスク管理は経営管理と一体で統合的に管理されることが求められます。当社グループにおけるリスク管理の高度化への取り組みについて注視するとともに、グループ会社の運営管理体制を含めた内部統制システムの強化について監視および検証をしてまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべきリスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以 上

2025年5月14日

BIPROGY株式会社

常勤監査役

大石 正弥

# 監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務

報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実行されており、また同事案を通じて課題として認識された組織風土の改善への取り組みもなされていることを確認しております。今後、再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて周知徹底され、その定着状況を取締役が適切に監督していることを注視してまいります。また、社会的価値と経済的価値の創出を目指す当社グループが対処すべきリスクは多様化、複雑化しております。リスク管理の高度化への取り組みが開始されていることを確認しておりますが、さらなる高度化について注視するとともに、グループ会社の運営、管理体制を含めた内部統制システムの強化に向けた取り組みについても引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべき諸リスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以上

2025年5月14日

BIPROGY 株式会社

監査役

橋本 博文

# 監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務

報告に係る内部統制を含め、特に指摘すべき事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実行されており、また同事案を通じて課題として認識された組織風土の改善への取り組みもなされていることを確認しております。今後、再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて周知徹底され、その定着状況を取締役が適切に監督していることを注視してまいります。また、社会的価値と経済的価値の創出を目指す当社グループが対処すべきリスクは多様化、複雑化しております。リスク管理の高度化への取り組みが開始されていることを確認しておりますが、さらなる高度化について注視するとともに、グループ会社の運営、管理体制を含めた内部統制システムの強化に向けた取り組みについても引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべき諸リスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以上

2025年5月14日

BIPROGY 株式会社

監査役

古城 春実

# 監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会に出席し、常勤監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務

報告に係る内部統制を含め、重要な指摘すべき事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実行されており、また同事案を通じて課題として認識された組織風土の改善への取り組みもなされていることを確認しております。今後、再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて周知徹底され、その定着状況を取締役が適切に監督していることを注視してまいります。また、社会的価値と経済的価値の創出を目指す当社グループが対処すべきリスクは多様化、複雑化してきております。リスク管理の高度化への取り組みが開始されていることを確認しておりますが、さらなる高度化について注視するとともに、グループ会社の運営、管理体制を含めた内部統制システムの強化に向けた取り組みについても引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべき諸リスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以上

2025年5月14日

BIPROGY 株式会社

監査役

水口 啓子

# 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、重要な子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、過去に発生した情報セキュリティ事案に係る再発防止策が着実に実行されており、また同事案を通じて課題として認識された組織風土の改善への取り組みもなされていることを確認しております。今後、再発防止策や改善策が当社及び当社グループにおいて周知徹底され、その定着状況を取締役が適切に監督していることを注視してまいります。また、社会的価値と経済的価値の創出を目指す当社グループが対処すべきリスクは多様化、複雑化しております。リスク管理の高度化への取り組みが開始されていることを確認しておりますが、さらなる高度化について注視するとともに、グループ会社の運営、管理体制を含めた内部統制システムの強化に向けた取り組みについても引き続き監視、検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、当社グループが対処すべき諸リスクの多様化・複雑化に伴い、会計監査人が当該リスクに係る認識を監査役会と共有し、監査を実施していることを確認してまいります。

以上

2025年5月14日

BIPROGY 株式会社 監査役会

常勤監査役

古林 幹教

常勤監査役（社外監査役）

大石 正弥

監 査 役

橋本 博文

監 査 役（社外監査役）

古城 春実

監 査 役（社外監査役）

水口 啓子

資料 3

**Emellience Partners 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等**

## 計 算 書 類

<第5期>

1. 貸 借 対 照 表
2. 損 益 計 算 書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個 別 注 記 表

Emelience Partners 株式会社

# 貸 借 対 照 表

令和 7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
未収入金	13,698,048	買掛金	4,975,150
未収金・通算税効果額	183,957,274	短期借入金	4,326,082,707
仮払金	86,134	未払金	566,861
流動資産計	197,741,456	未払費用	4,026,324
固定資産		未払住民税等税	290,000
投資その他の資産		未払事業所税	81,200
投資有価証券	1,892,739,057	その他の税	109,870
関係会社有価証券	1,274,814,200	流动負債計	4,336,132,112
繰延税金資産	197,014	固定負債	
投資その他の資産計	3,167,750,271	繰延税金負債	0
資産合計	3,365,491,727	固定負債計	
		負債合計	4,336,132,112
(純資産の部)		株主資本	
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	
		資本準備金	90,000,000
		その他資本剰余金	54,079,588
		資本剰余金計	144,079,588
		利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△ 1,214,719,973
		利益剰余金計	△ 1,214,719,973
		純資産合計	△ 970,640,385
		負債及び純資産合計	3,365,491,727

# 損 益 計 算 書

(自) 令和 6年 4月 1日  
 (至) 令和 7年 3月 31日

(単位: 円)

科 目	金 額	
売 上 高		0
売 上 原 価		0
売 上 総 利 益		0
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		206,659,003
營 業 損 失		△ 206,659,003
營 業 外 収 益		
そ の 他 収 益	21,588	21,588
營 業 外 費 用		
借 入 金 利 息	26,177,018	26,177,018
經 常 損 失		△ 232,814,433
特 別 損 失		
投 資 有 價 証 券 評 價 損	327,411,874	327,411,874
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 560,226,307
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△ 183,557,275	
法 人 税 等 調 整 額	△ 672,454	△ 184,229,729
当 期 純 損 失		△ 375,996,578

## 株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月1日 至 令和 7年 3月31日

(単位:円)

資本金	株主資本							純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金			株 資 合 本 計		
	資本 準備 金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準 備 金	緑 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計			
令和 6年 3月 31日 残高	100,000,000	90,000,000	54,079,588	144,079,588	0	△ 838,723,395	△ 838,723,395	△ 594,643,807 △ 594,643,807	
当期変動額									
当 期 純 損 失						△ 375,996,578	△ 375,996,578	△ 375,996,578 △ 375,996,578	
当期の変動額合計	0	0	0	0	0	△ 375,996,578	△ 375,996,578	△ 375,996,578 △ 375,996,578	
令和 7年 3月 31日 残高	100,000,000	90,000,000	54,079,588	144,079,588	0	△ 1,214,719,973	△ 1,214,719,973	△ 970,640,385 △ 970,640,385	

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1-1. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

### 1-2. 資産評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法

### 1-3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 2-1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	133株	-	-	133株

### 2-2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

# 事業報告

(自) 令和 6年 4月 1日  
(至) 令和 7年 3月 31日

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過及びその成果

当社は、当事業年度が設立5年目であり、令和7年3月期においては、親会社であるBIPROGY株式会社の方針に基づき、新規出資を凍結し、BIPROGY側での「新CVCとしての統合検討」との整合性を極力確保する形で運営を進めてきました。

この結果、当事業年度における業績は、売上高0、営業利益△206,659千円、経常利益△327,421千円、当期純利益△375,997千円となりました。”

### 1-2. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(財産及び損益の状況)

(単位：千円)

区分	第2期		第3期		第4期		第5期(当期)	
	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
売上高	132,720		1,830		108,000		0	
当期純利益	△ 222,838		△ 454,430		△ 838,723		△ 375,996	
1株当たり当期純利益(円)	△ 1,675		△ 3,416		△ 6,306		△ 2,827	
純資産	429,313		△ 38,920		△ 594,643		△ 970,640	
総資産	2,169,754		3,456,821		3,698,831		3,365,491	

注： 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、各事業年度の当期純利益を事業年度末の発行済み株式数133株で除して計算しております。

### 1-3. 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

2024年12月のBIPROGY経営会議にて決議された「新CVC統合移行の実行計画」に基づき、2026年度末にEMLをBIPROGY本体に吸収合併する必要があり、各出資先とのハレーションが発生するリスクがあるため、前広かつ丁寧にコミュニケーションを取りながら進めてまいります。

### 1-4. 当該事業年度の末日における主要な事業内容

当社は主要事業と事業内容は以下のとおりであります。

・CCV事業(旧BD事業)：シード、アーリーステージの企業への出資と出資先に対する事業計画の達成に向けたハンズオン支援（すでに新規投資は凍結しており、出資先管理・モニタリングが主要業務内容）

1-5. 当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所及び工場

本 社 . . . 東京都江東区豊洲 1-1-1

(2) 使用人の状況

従業員数 名	平均年齢 歳
1	48.0

1-6. 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社はBIPROGY株式会社であり当社発行済株式の100%を保有しております。

## 第 5 期 附屬明細書

事業年度 (自) 令和 6 年 4 月 1 日  
(至) 令和 7 年 3 月 31 日

## 販売費及び一般管理費の明細

(単位：円)

摘要		金額	備考
交際費・会議費		931,987	
旅費及び交通費		186,741	
通信費		78,972	
販売費計		1,197,700	
役員報酬		10,161,000	
従業員給与手当		21,958,275	
退職給付費用			
福利厚生費			
賃借料		428,124	
事務所管理費		1,892,799	
事業所税		81,200	
専門家業務委託費		159,869,707	
その他の		11,070,198	
一般管理費計		205,461,303	
合計		206,659,003	